

第4回座間味村議会定例会

第1日目

12月16日

平成22年第4回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成22年12月16日			
招 集 場 所	座間味村議会議場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成22年12月16日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	平成22年12月16日 午後4時40分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	大 城 晃	6 番	宮 里 清之助
	2 番	金 城 勝 英	7 番	宮 里 祐 司
	3 番	金 城 善 昇	8 番	中 村 秀 克
	5 番	金 城 弘 昭		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	6 番	宮 里 清之助	7 番	宮 里 祐 司
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 城 武	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	産 業 振 興 課 長	宮 平 優
	政 策 調 整 監 兼 総 務 課 長	垣 花 健	会 計 課 長	金 城 英 隆
	教 育 長	仲 地 勇	教 育 課 長	宮 村 英 美
	住 民 課 長	宮 平 真由美		
	公 営 企 業 課 長	野 崎 康		
	公 営 企 業 課 参 事	金 城 英 幸		

平成22年第4回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成22年12月16日午前10時00分開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		諸般の報告
2		行政報告
3		会議録署名議員の指名
4		会期の決定
5		一般質問
6		報告第8号専決処分について
7		提出議案の説明について（議案第52号～議案第56号まで）
8	議案第52号	平成22年度座間味村一般会計補正予算（第4号）について
9	議案第53号	平成22年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
10	議案第54号	平成22年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
11	議案第55号	平成22年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
12	議案第56号	平成22年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）について
13	議案第57号	座間味村消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
14	議案第58号	座間味村消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
15	議案第61号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
16	議案第62号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
17	議案第63号	座間味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例について
18	議案第59号	座間味村美ら島税条例の制定について
19	議案第60号	座間味村美ら島基金条例の制定について
20	発議第14号	T P P交渉への参加反対に関する意見書について
21	請願第1号	阿嘉島から鹿の被害を無くす行政の取り組みについて

○ 議長（中村秀克）

ただいまから平成22年第4回座間味村議会定例会を開会いたします。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりです。朗読は省略いたします。

諸 般 の 報 告

平成22年9月17日～12月16日まで

9月23日	座間味小中学校運動会
9月24日	新議員全員協議会
9月28日	第2回臨時議会（初議会）
10月12日	南部地区市町村正副議長研修会（自治会館）
10月14日	県離島町村議長会総会（自治会館）
10月25日	県町村議会議員研修会（読谷村文化センター）
11月15日	南部地区市町村議長会臨時総会（自治会館）
11月16日	第29回離島振興市町村議会議長全国大会（東京グランドアーク半蔵門）
11月17日	第54回町村議会議長全国大会（東京・NHKホール）
11月24日	第3回臨時議会
11月26日	離島フェア2010（沖縄セルラーパーク那覇）
12月 9日	全員協議会
12月16日	第4回定例議会

日程第2．行政報告を行います。

村長からの行政報告の申し出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。きょう1日よろしくお願ひいたします。それでは行政報告を行います。平成22年第4回座間味村議会定例会行政報告でございます。お手元に資料をお配りしております。

行 政 報 告

平成22年12月16日

平成22年第3回座間味村議会定例会（9月17日）以降の主な事項について行政報告をいたします。

平成22年	9月20日	敬老会（各島にて）
	23日	座間味校運動会
	26日	阿嘉校運動会
	27日	那覇自然環境事務所所長来訪面談
	〃	座間味島海神祭
	28日	臨時議会

	28日	カジマヤー訪問
	〃	行政評価事務所来訪面談
	〃	しーぶん商品券事業説明会
10月	1日	しーぶん商品券配布スタート（とまりんにて案内）
	7日	県河川課長来訪面談
	8日	県下水道課来訪面談
	12日	南部広域市町村圏事務組合理事会
	13日	列島交流GG大会（挨拶）
	14日	下地文化環境部長表敬
	19日	町村会視察研修 ～22日まで
	24日	嶽登り
11月	2日	沖縄気象台長表敬
	4日	九州地方治水大会 ～6日まで
	8日	軽消防自動車寄贈式（慶留間港）
	11日	南部広域行政組合関係市町村協議会
	〃	南部市町村会定例総会
	〃	南部振興会評議員会
	〃	視覚障害者マラソン大会実行委員会
	〃	南部トリムマラソン大会実行委員会
	12日	沖縄防衛局井口企画部次長面談（とまりん）
	〃	沖縄県町村会定期総会
	〃	沖縄県後期高齢者医療広域連合定期総会
	〃	沖縄県町村土地開発公社理事会
	〃	沖縄県地域振興対策協議会定期総会
	15日	JICA一行村長表敬・意見交換会
	16日	沖縄県消防広域化等研究協議会
	17日	離島振興協議会総会
	〃	過疎地域振興協議会総会
	〃	法定外目的税説明会（座間味センター）
	18日	法定外目的税説明会（阿嘉センター）
	22日	離海振取締役会
	23日	阿嘉区老人クラブ忘年会
	24日	臨時議会
	26日	離島フェアオープニング
	27日	フェリーにて神奈川県慰霊祭
12月	1日	全国町村長大会
	2日	全国簡易水道整備促進全国大会
	〃	全国観光地所在町村協議会総会
	5日	那覇マラソンスタート
	7日	ホエールウォッチングフェスタ協賛依頼 ～8日まで

10日 沖縄発のヘルスケアサービス検討委員会
" 村商工会との意見交換会

以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

これで、村長の行政報告を終わります。

日程第3．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番 宮里清之助議員及び7番 宮里祐司を指名いたします。

日程第4．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第5．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者・答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。では、6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

1、村道等、生活道路の補修・改良工事の実施及び計画等について。①村道座間味・阿佐線改良工事について。阿佐地区の積年の課題である村道座間味・阿佐線の改良工事の計画が一向に進む気配が感じられない状況に、座間味村の中で見捨てられた地域として、阿佐地区住民は嘆いています。イ、これまで幾度となく村道座間味・阿佐線の改良工事計画が立てられ、その都度、頓挫して行きました。阿佐地区住民のこの村道改良工事にかかる思いを確認する意味で、これまでの経緯、道路改良工事計画が頓挫していった理由を報告していただきたい。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

宮里清之助議員の質問にお答えします。①村道座間味・阿佐線は、平成19年度で財政上の理由により途中中止になりました。道路改良には莫大な経費が必要となります。そのため、平成20年から平成22年度までは財政状況悪化のため中止いたしました。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

財政状況のことなんですけど、具体的にどのような形、何年度から、もっと詳しくお話しください。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

宮里清之助議員も御存じのとおり、財政健全化に入ったものですから、そこで予算がどうしてもつくれなくて、またトンネル工事計画もありましたので、その辺との絡みもあってできる状況ではありませんでした。平成20年から平成22年までは、ほんとに財政健全化にあったので工事すると厳しい状況がありましたので、平成20年から平成22年までは実施しませんでした。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

口、村道座間味・阿佐線改良工事について村はどのように考えているのか。今後の取り組みについてお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

お答えします。村としては財政事情を踏まえ、平成23年度から村道座間味・阿佐線の計画を予定して、県と調整を行いました。しかし、中止となったのでクリアするハードルが高く、多くの費用が要求され現在は県と調整中であり、平成23年度からの着手は厳しい状況にあります。村としては、平成24年度からの実施に向け取り組んでまいります。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

来年度はできないということでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

厳しい状況です。今からやる予算がとれない状況になっております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

確認します。座間味阿佐線の工事について、めどはつかないということですね。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

先ほども申しましたとおり、平成23年度は県と調整してクリアする問題がありますので、平成24年度からの実施に向けてやりたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

先ほど経過の報告がありましたが、座間味阿佐線についてはこの一、二年の話じゃなくて四、五年近く前から要望がありまして、阿佐区民におかれまして平成23年度、できると期待しておりました。その中で平成24年度からですけど、実際、平成24年度からできるということを阿佐区民に理解してもらえるため、どのような説明をしていくお考えですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

阿佐地区住民に対しては今、県とのヒアリング内容が財政上は問題ないか、健全化で、そしてホテルの宿

泊とか入込客はどうか、生コンの稼働率はどうかという、いろいろ土地の同意もどうかという課題がたくさんあります。その課題を片づけて、阿佐区民に対しては説明をしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

村道座間味・阿佐線改良工事についての早期実現を望む阿佐地区住民に対する説明会を一日も早く開催し住民不安を解消すべきと考えますが、村役場担当課はどのように考えているのかお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

村としては2車線で、ちょっと言いそびれていたんですけれども、2車線をやる予定でしたけど、それが県としては座間味村は1.5車線で十分じゃないかという、構造の問題がありまして、その辺をクリアして村で解決してから、阿佐区民に対しては説明会をやりたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

具体的に説明会を開けるスケジュールは今のところないところですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

一応こうなった経緯も説明が必要だと思いますので、この辺は調整して阿佐区民には説明したいと思いません。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

本来は、平成23年度はだめになったんですけど、平成24年度は二車線ということで平成24年度の工事の細かいのはまだ決まってないですか、この説明会について具体的に早期開催してほしいとのこと。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

今までのこういった流れ、経緯を阿佐区には早目に説明したいと思います。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

早目についていつごろですか。できましたら年度内に開催してほしいです。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

これまでの経緯を含めて年度内に説明会を開催したいと思います。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

今年度の阿佐地区初会における要望書の5項目中、3項目が道路に関するものです。他地区においても生活道路の傷み、荒れが進んでおります。村中、傷んだ道路を我慢して毎日使用しております。今後このような道路の補修及び改良工事が必要な生活道路の計画及び把握状況をお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

年度内の工事としましては、国の経済対策事業により古座間味の農道修理、村道座間味・阿佐線の舗装、あとは郵便局、学校の校舎の前後の側溝がちょっと悪いものですから側溝の工事、それと高月山に登っていくと側溝も悪いものですから、そこの工事。そして阿佐のケラマビーチホテル前の舗装工事、あとは林道にあるカーブミラーの設置を予定しています。今後は村内の調査を行い、改善できるところは検討していきたいと思えます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

把握しているのは今、挙げたところだけということによろしいですね。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

今さき読み上げたのは、今年の交付金で事業をやっています。今後については今から調査して、結構あると思うんですよ。今からこれは、それから調査して改善できるように検討したいと思えます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

ということは今、現状は正確には把握していないということによろしいですね。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

これは住民から上がっていますので、あちこち阿嘉にしても座間味にしても一応は要望は聞いております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

今、挙げた工事、今年度やるというものについて、資料をもらえないかなと思って。一覧表にさせていただけないでしょうか。それと、予定に入っていないんですけど傷みのあるところ、それについての把握状況も資料にさせていただけないでしょうか。その辺がそれによって例年のまた初会がいろいろありますので、各地区においては道路の補修とか、そういった要望書、自分たちから上がっているものが実際どういう状況になっているのかというのを見てもらうということで、よろしくお願ひします。

次に若干支離滅裂か脱線するかもしれませんが、先ほど財政問題で頓挫したという話がありましたので、そこを踏まえて質問します。生活道の保全是、住民生活と安全の確保と同時に観光客の安全と利便性の確保

という我々観光で生活する村としては不可欠なものです。しかし、財政問題の影響を受けざるを得ません。現在進行中の財政健全化計画、聞くところによると来年1年で早目に終わるという話を聞いていますが、再度その状況についてお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

お答えします。まず、この財政健全化計画の実施状況については去った9月の定例議会で、これは報告義務がありますので報告したということをお知らせいたします。現在の状況ですけれども、御存じのように本村が財政健全化計画の対象になっている比率、実質公債費比率なんですけれども、これが25%以上ということで対象になっておまして、平成20年度決算で27.4%、去った9月に報告した平成21年度決算における比率が26.8%、0.6ポイント改善をしております。計画上の比率が26.8%でしたので、計画どおり進捗しているということになります。今後の見込みなんですけれども、今年度、平成22年度の決算ベースで25.2%、平成23年度の決算で24%ということで、平成23年度決算において早期健全化団体からは脱するだろうという見込みを立てております。それから先ほど村道座間味・阿佐線の件がありましたけど、村道座間味・阿佐線については財政健全化計画の中で今後実施する主な公共工事ということで入っておりまして、村道座間味・阿佐線の工事に伴う起債の発行はこの計画の中に加味した上で、この数字となっております。ということを追加でお知らせしておきます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

村の財政健全化計画、財政状況なんですけど、これが私たち住民生活に非常に影響があるということをお十分に村民の皆様にも理解していただくために、より身近な予算なり財政だということをお十分に理解してもらうためにも、そういった影響するということをお十分に説明してほしいというふうに思います。平成23年度の工事断念、それから平成24年度に村道座間味・阿佐線を計画しているということは、この健全化計画がいかに村の財政の問題が影響しているかということをお物語っているものだと思っています。

次の質問です。財政健全化団体から脱却しても、さらに村は財政の健全化に向けての努力をしないとダメですね、18%に下がるまでですね。しかしながら、そのような中でこの前と同じようにならず一っと切り詰めた形での地域運営がどこまでできるのか、どこまで我慢すればいいのかということの話が出てきます。生活道路、住民生活に関するものや地域経済振興についてバランスよく進めていかないとと思いますが、具体的にそのバランスを村長の言う「身の丈にあった村政運営」というものに対して具体的にどのような形で進めていくのかお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

お答えいたします。まず座間味村の財政状況が、ここまでなぜ悪化したかというところなんですけれども、これまでいわゆる普通建設事業と言われる箱物行政ですけれども、これを短期間に集中して実施しました。それに伴って多額の地方債、いわゆる借金をしたわけなんですけれども、これに伴って財政状況の悪化を招いたというのは今になって反省しているところです。今後はインフラの整備とかのものについては、財政力に見合わないような過剰な予算を必要とする事業等については、原則的にはしない村政運営が必要じゃないかなというふうに考えています。ちょっとここ30年ぐらいの起債発行額を調べてみたんですが、昭和54

年から平成21年まで約32億円の起債を発行しています。その中で平成9年から平成17年までの間に26億円の借金をしています。30年のうちのわずか7年の間に80%の起債の発行が集中したということで、このようなことを今後は絶対やってはいけないなどというふうに考えておまして、今後のこういう建設事業の計画については、もちろん財政健全化計画に計画されていないと国のほうも資金を貸してもらえないということが原則になっていますので、今、計画にある事業についても今後は阿佐線、座間味港の改築とかが出てくると思うんですけども、極力コストを抑えるよう計画段階で検討することとしております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

経営については、平成9年から平成17年までに26億円を使ったということになるんですけど、この村政運営の進め方について強引にそういった形の運営があったんじゃないかという、私も考えております。宮里村長の「身の丈にあった村政運営」ということなんですけど、住民との対話と説明というものを、しつこいぐらいやってこだわりのある要するに予算の使い方、そういったことをすれば住民のほうの納得、満足度、実際それほどお金、予算をかけなくても十分納得していただけると。その上で財政悪化して、我々が我慢するというのであれば納得もいく。ところがこの間に合併問題もありまして、短期間に急激な投資をしたというのは、これは事実だと思っております。今後はそういった形で住民との対話、説明というものをおろそかにしないで、十分過ぎるということはないと思いますので、そういった形での村政運営をぜひ進めてください。1番目の質問については、一応終わります。

航路事業について、お伺いします。この航路事業、私たち座間味村にとっては生命線とも言える位置づけのあるとても大事な事業です。その航路事業、平成21年4月から値上げされていますが、船舶運賃の値上げしてからの経営状況についてお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質問にお答えします。船舶運賃値上げ以降の経営状況については、観光入込客数が平成20年度に8万5,000人から平成21年度に7万7,000人と、約8,000人の減になっています。しかし、平成21年度の料金改定により金額的には約800万円の増額となっております。経営状況としては徐々に改善しつつあります。なお厳しい社会状況の中、陸上と海上の職員が一丸となって経営の改善・充実に努めていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

800万円の増額しましたが、今後の見通しはどのような考えですか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

今後の見通しとしてですけど、まず平成22年度の決算見込みとしては約2,500万円ぐらいの赤字が出るの見込んでおります。また、クイーンさまみの全開放が5年に一度でしたけど、5年に1回だと右舷左舷をやると、2機分やると膨大な金がかかるということで1年前倒しして来年の平成23年度と平成24年度に全開放します。それでその費用が単年度で約6,000万円、2年間で1億2,000万円の費用がか

かるということで、隣の渡嘉敷村も今回6,000万円のドック費用がかかるということで、膨大な費用が見込まれて、この2年間は赤字経営になるのではないかというふうに見込んでおります。また、平成23年度にクイーンざまみの償還は終了します。それとフェリーざまみが平成24年度に償還終了しますので、平成25年あたりからは経営予測としては黒字を見込むと。今後の予想はそう見込んでいます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

船舶運賃値上げしまして、地域及び観光客から非常に値下げ希望が実際多数寄せられています。現状においては赤字の中で、この多額の赤字が今後2年間続くということですので、非常に厳しいということなんですけど、現行、那覇発フェリー運賃、往復が4,030円、クイーンが5,970円なんですけど、その料金について村長にちょっとお伺いしたいんですけど、この値段は高いと思いますか、安いと思いますか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。高いか安い、決して安い金額ではないというふうを考えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

那覇から1時間、40キロの距離、実際順当であれば適正な金額というのは、大体どのぐらいという条件によりますね、これね。ただし、高くないという話しなんだけれども、「高い」というのと「高くない」というのは若干違いまして…、ああ「安くない」、大分ニュアンスが違いますね。現行の運賃が安くないということなんですけどね、高いという認識があれば将来的に下げていこうという意思が感じられているわけです。実際これまで船舶運賃の値下げというのは聞いたことがないですね。ただ、これが今、高どまりという状況であれば、高いというそういう認識があれば、当然今の状況では普通じゃないということになりますと、当然適正な価格という形の発想が出てくると思います。そこでちょっとお伺いしたいんですけど、過去に航路事業で黒字になった時期があったと思いますけど、そういったことがありましたでしょうか。航路事業が黒字になったことがありますか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質問にお答えします。平成6年から平成17年まで黒字経営でありまして、料金は改正しておりませんでした。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

平成6年から平成17年まで黒字だったんですね、その黒字のとき、黒字はどうされたんですか。どういふふうに対応されました。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

そのころは積み立てをいろいろやって、次の建造にということではいろいろ半分は、2分の1に負担のないものは積み立て、あとの半分は財源にということで積み立ててきたと思います。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

積み立てというのはメンテナンスの関係の積み立てに使ったということですね。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

航路の財政積立金のほうに、通帳のほうに積み立てておったということです。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

残りは一般会計へ繰り入れされたわけですね。よろしいんですけど、そのときに運賃の値下げの話は一切出てないですよ。そういった雰囲気でもなかったですし、今ほど運賃が高いという、確かに運賃は高かったんですけどね、今ほど異常なほど高くはなかったと。何が言いたいかといいますと、今の運賃が高いという認識のもとであれば、黒字が出たら値下げしないと、いかにして値下げができるかという発想にいくかいかないか。それとも黒字になったら黒字になりっぱなしでどんどん処理したり、今は特別会計ですからそういう形でやったり内部留保をしたり、そういう形にするのか、還元をして戻していくのかという発想があるのかなのか。これが先ほど私が聞いた、村長に聞いた「この運賃は高いと思いますか安いと思いますか」ということなんですよ。今まで船舶運賃の値下げというのはほとんどされていませんし、ただ黒字になったら、赤字のときには値上げすればいい、黒字になったらそのまま運賃はそのまま据え置きだということでは今後今、衰退していく傾向みたいな観光事業、村としてはいかがなものかということなんです。結局、認識の持ち方によって今後値下げという発想が生まれてくるか、その点をお考えいただきたいと思っております。船舶経営の、この事業の経営改善という発想から、いかにして値下げができるかという経営目標に切りかえたほうが具体的な航路事業の見直しができるんじゃないかというふうに考えております。

続きまして、経営改善に向けた取り組みについてお伺いしたいんですけど、経営改善委員会というのがありまして、それについては同僚議員の金城善昇議員がこの後詳しく質問するので省かせてもらいまして、それ以外に改善取り組みというのはどのような形で行われているのでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの質問にお答えします。これまで5回の検討委員会が実施されまして、一般ネット会員の予約等、それとチケット購入有効期限、それとフェリーざまみ及びクイーンざまみの運航時間、それとドック時期と回数券等のもろもろ今、審議しているところでございます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

今は経営改善委員会の中の話ですよ。経善会ではなくて、行政組織、役場内の中、公営企業課の中でどのような独自の話し合いと対策がされているかということでお聞きしたつもりです。結局庁舎内だけの検討

になりますと短絡的に経営改善の方策としたら、値上げ一辺倒でしかなかったのではないかというふうに私は思っています。結局思考がそのような段階で、経営が悪化すれば値上げという思考回路について、これをどうにか変えていくような必要がないかというふうに考えております。そこで日常的に一般業務をする中で、いろいろな制約が多すぎて実際その検討をするデータ、説明にしる、進路にしる、そういったデータはあるんだけど、集めるということが、それが膨大な業務になってしまっていて、実際できていないんじゃないかと。これは組織の体質、体質というか構造的な問題なのかもしれませんが、この辺のことを変えていかないといけないということで、実は次の質問に航路事業の民営化について上げています。ここで、民営化する予定がありますかと聞いて「ありません」では終わりますので。なぜこれを上げているかと、要するにその議論がすべて制約というかタブーの中での議論になっていないか、できない話ばかりで。実際どこに決定権が、何をしたらできるかという話が全然できていないと。そういった意味で経営改善委員会は専門家が集まっていますけど、そういったタブー、制約なしとの議論、その運航の問題についてもすべてできない話ですね。ところが、これが民営化をしてしますと、いろんな話ができるという。民営化するかしらないかという話ではないんですよ。民営化したつもりでそういった話ができるかという条件を一つクリアしていくという作業をぜひ取り組んでいただきたいと。職員の労働時間の問題しかりでありまして、それを一つクリアしていくことは民間ではどうやっているのか、それができないということであれば公営企業である必要があるのかどうかという議論も含めて、最終的に結論が出てくると。民営化のほうがいいんじゃないかという発想になると思います。今後、そういった形での経営改善委員会、もしくは庁舎内での両立てで庁舎内でのそういったプロジェクトチームなり検討していく予定があるのかなのか、よろしく願います。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

結構いい検討委員会の改善委員会ができましたので、今、御質問にあったことも検討委員会で今後も活用していきたいと、村の航路事業も改善していきたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

航路事業については、もっとゆっくりこちらも調査して質問したかったんですけど、実はきょう午後にあります法定外目的税の件がありまして、どうしても徴収方法が直ちに上乘せという形態をとるものですから、この船舶運賃に対してもその風当たり、物すごくあるというのはこれは事実です。そういった意味で、航路事業そのものを抜本的に改善しなければハードルが物すごく高いということを踏まえていただきたいと。そういった意味での質問になっております。私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

次、3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

おはようございます。これから一般質問6項目ほど質問していきたいと思います。まず1番目、経営改善委員会についてということですが、先ほど同僚議員が船舶の今行っている経営改善委員会の内容を質問していただきましたけれども、話の内容は、これは何年も前から言ってやっとなってきた部分がありますので、その中でどのように進んでいるのか、まだ私などは完全な形でわかってはおりません。切符の割引とか、回数券の問題とか、そういうのもありましたけど、私は委員の中にどのぐらい専門家が入っているのか、そ

れを前にもお願いしたことがあるんですが、委員を選考するときのメンバー、旅行業に関しては船舶の中でやるものではないと。なら、産業振興課も総務課も一緒になってやってくださいという話を私やったことがあるんですがね。旅行業に関しては、旅行社じゃないとわからない部分があるんですよ、ホテルキャンセル料とか、徴収の方法とかね。だからこの間、私、全協の中でも申し上げましたけれども、調べてほしいということで参事をお願いしたんですが、運賃の幅を持たせた経営のやり方があるのではないかと。例えば那覇から入って3便で入ってくる時にはここに宿泊しますから、その部分の運賃を、要するに1便で日帰りする人よりは安く往復できないかと。そういう話も、私この間もお願いしましたし、こういう逆に運賃を固定してしまうとこのあれができないので、幅を持たせてやる方法があるのではないかと。その辺を村長のお考えももちろん先に聞いて、それから今の改善委員会はどうのように動いているのか、報告という形でやってもらっていいですか、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの質問にお答えしたいと思います。先ほども清之助議員には答弁したとおり、年というか、これまで5回の委員を持って開催してきたところでございます。先ほどおっしゃった専門の方々が入るかということで、その委員の中に旅行者関係の専門の方々が入っていません。それは課題として次回に検討していただくということで委員のほうからもありまして、これは今やらないで、ほかの面からやろうということで今現在、先ほど清之助議員に述べた5回の回数でやってきたものです。先ほど質問ありました専門に対してはまた産業振興課も含めてこれから検討していきたいなと思っています。一応とりあえず今、課題が予約の件でたくさん、課題もたくさんありますので、その件からまずできやすいといたら失礼ですけど、できるものから早く来年に向けてやろうということで委員の方針もあったものですから、この専門的なものはとりあえず宿題にして次回にちゃんとじっくり構えてやろうということになったわけで、今回に取り上げてない状態であります。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

私は先に村長のどう考えているかという、先に聞いてからという話だったんですけど、かなり課長の答えになっていますけれどもね。じっくりといいますけれども課長、今、各旅行社何社かにいろいろ割り当てられている人数枠というのはあると思うんですが、これはほんとにそのまま100%生きていますか。ただ、例えば形上はあるけれども、その予約もその枠に入りませんよね、何名と決まったら、10名枠を充てられているので1人しか使わないとか、そういうのは今、状況はどうなっています。何社あって、どのぐらい稼働率がありますか、その割り当ての枠は、何名ぐらい利用者が、何%ぐらい利用されていますか。その辺をちょっと教えてください。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

多くは今、4社でやっています、約100%近い稼働率を示しておりますけど、中にやっぱり予約のほか、この4社以外にも予約があって、その方々のほうがキャンセル等はなかなかない状態です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

私がなぜそういうことを言うかといったら、キャンセルについてじっくりしますと言うけれども、この予約とキャンセルの場合は同時進行しないと意味がないんです。予約の件だけ先にやります。そこでキャンセルした場合どうなるかというのが、ちゃんとくっついて来るわけですから、それは別々にやりますじゃ話にならないわけですよ。同時進行しないと、予約を受けたときにはいついつやります、でもいつまでにお金を入れてください、キャンセルが発生した場合にはどのように返しますという、そういうふうには同時進行していかないと、予約の件だけ先にやってここは後ですよということは話にならないと思いますよ。同時に話をしないと、話は進みませんので。とにかく専門家、そういう専門家も交えてちゃんと話をしてくださいよ。村内の業者だけ集まって自分たちの思いだけ言っていたら、ドングリの背比べで何の進展もないですよ。これは私、何回も同じことを議会で言ってありますからね。とにかく専門家を入れることによって、外部識者を入れることによって、考え方が全然変わってきますので。自分たちの中では、いや、うちのお客さんはいつつキャンセルするかもしれないとか、そういう話になりますよ。そうじゃなくて、ぱーんとこれはルールを決めるときには外部識者からでもいいですよ。ぱんと決めないと、ダラダラやっていたらいつまでも同じですよ。キャンセルは、土壇場になってキャンセルされても一銭も取りませんから大丈夫ですよというふうにならね。それじゃあおかしいですよ、経営改善もできませんよ。それはお願いしますね。

それとこの間の、先ほども言いましたけれども、この幅を持たせてやる、この経営というか、先ほど同僚議員からもあったんだけど、役場の中で話をすると、お金が足りないから値上げしよう、そうじゃなくて、幅を持たせることによって午後からの船、空船をこっちに満杯にしてくれば安くしてもいいわけですよ。そして宿泊させることによって民宿の潤うわけですからね。経営改善とは多分そんなものじゃないかと私は思っているんですが、今後そういうことも検討されるのかどうか、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

そこら辺は今おっしゃったとおり、改善していきたいと思います。キャンセルに関しては、今現在1週間前には旅行社とキャンセルをとということで、1週間先に決めていると。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸公営企業課参事。

○ 公営企業課参事（金城英幸）

ただいまの質問の料金に幅を持たせないかという件なんです、これは標準規定があつて、実際今、那覇発、そして座間味発の料金設定がされております。座間味発の場合は3割の割り引き、那覇からは1割引きに現在はなっています。これは便数に幅を持たせての割り引きができないかどうかということで、一応国ともいろいろ話をしてみたのですが、じゃあそうした場合に2便、3便の乗船率といいますか、そういうのが向上するかどうかとか、そういういろんな方面から見てやはり調査を、そうするという考えがあれば、やはり調査とかなりを入れてきちっとそういうものを、各自調査をしてからじゃないと料金のそういう幅を持たすというのはやっぱり無理ではないのかなという一応国からの話がありました。逆に県の方は何でそれを、というのはそういうことに意味があるのかというようなことで、逆に村としてはどういうふうにして今後の料金改定を現行でもやられているのに、また幅を持たせるのかというようなことを一応言われていますけれども。国との調整の中では今、話したとおりであります。

そして先ほどのキャンセルの話もなんです、予約を受ける場合も実際に何日前からには、旅行社は1週間前という形で一応案内しています。そしてまた今、ネット会員についても、ネットのほうは今、3日前で

すか、には自動的に発信できるようにしてネット会員等については、もうそろそろ座間味への旅行の時期ですよと、日にちですよということでネットで一応案内しておりますので、よろしくお願ひします。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

多分これも先ほど宮里議員はあれして、やっぱり国とかいうものは固定しているから何でこんなことが必要なのかと、これは営業努力がないわけですよ。10万人からだんだん下がって、今、7万5,000人まで落ちてきているわけでしょう。だから意味があるかって、これははっきり言って運賃の値上げと同時にちょうどクロスしているような感じも見えます。ただ運賃の値上げだけではない。これははっきり言いますが、ふだんの観光産業に対する姿勢が、座間味村のこの姿勢がもろにあらわれている感じなんです。だから船舶だけの営業努力でもだめ、村全体で考えないとだめだということも毎回、私申し上げているんですけど。産業振興課は、その観光について何を動いていますか、産業振興課長、ちょっと飛び火しますけどね。この観光、これは経営改善委員会、公営企業課がやっていますけど、この客が多くなるために産業振興課ではどういう努力をしていますか。何の努力もしていないんじゃないですか。もういい、答えなくていい。これ、次のもので答えて、2番の船舶の広告の件に関しては、今、船舶の改善委員会がやっていますからね。このネーミングライツというのは、私、何回も説明しているんですけども、これは観光と関係あるんですよ。一番先に言い出した村ですよ、ネーミングライツを。那覇市にやられましたけどね、奥武山。こういうのも考えないといけないんじゃないですか。お金がなかったら、そういう副収入も取って、そういう努力をしてくださいよ。そうじゃないと、いつまでも経済的に座間味村はよくなりませんよ。観光客もどんどん減ってきますよ。船舶の広告については、今どこまで話をされていますか。これも教育課長が船舶課長時代に第一声やりますと上げたんだけど、それから広告を見たことがないんですけど、何年になりますかね、課長。今、どうなっています。電車なんかだったら中づり広告とかありますからね、こういうアイデアとかも出していないんじゃないですか。収入が得られますよ。真冬は得られませんよ、見る人はいないから。夏、ゴールデンウィークが始まってから10月までは那覇市内のホテルとか、居酒屋とか、そういうところに営業をかけて取るようにと私、話したんですけども、専門家に何か、広告代理店にお願いしていますという話だったんですけども、その後の話がわからないんですけど、野崎課長どうなっています、お願ひします。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの質問にお答えします。確かに四、五年前からこういう御質問がいろいろあって、前課長、前々課長のほうから引き継ぎできましたけど、これも大変申しわけないですけど検討委員会のほうでやろうということで、次回の1月中旬に広告について検討していくということで、以前にもそういうお話しした覚えがありますので、今回の広告権も検討委員会の中でやっていきたいとそういうふうに考え、確かにおくれて申しわけないです。すみませんでした。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

先ほどから聞いていますけれども、何か検討委員会なんですか。改善委員会じゃなくて検討委員会なんですか。検討委員会。検討ばかりして答えは出せないんじゃないかな。私の前では「検討」という言葉は「やりません」ということになっているから、使わないでほしいな。船舶は結構努力しているんで、あんま

り努力もしない緊急雇用創出事業関係を産業振興課長に聞きますので。

緊急雇用創出事業臨時特例交付金の実施状況、あと雇用再生事業もどういうふうになっているか、現在どのようにしているかということをお答えください。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

お答えします。平成21年度の沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例交付金補助事業につきましては、村では4つの事業を申請しました。清掃関係では、海浜ビーチの清掃に関して9月までで終了しています。現在はニシ浜施設で1人雇用しております。キャンプ場の草刈りに関しても9月には終わっております。村道清掃に関しては募集定員10名でありましたけど、5名しかいなくて5名を採用し4月から9月まで村道及び林道の清掃をしまりました。この残った5名に関しては、緊急雇用の交付要綱に基づいて10月から再雇用をして、来年3月まで雇用いたします。こういった今度は今、新たにトラクターの操縦士として10月より臨時雇用しております。

雇用再生特別事業としては、今、観光支援事業として商工会に委託をしております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

いつから、いつ契約をしたんですか。商工会の5月の定例会でお話し申し上げましたように、私も商工会の役員をしていますので、その内容を全部知っていますよ。あなたそのときに、「今、契約しなかったら10月から観光案内所をなくすよ」と脅迫しましたよね。あれは脅迫、恫喝なんですよ、あれ、はっきり言いますけれども。あの後、理事会も開催されていませんけど、どうやって契約したんですか。会長の独断ですか。また脅迫したんですか。理事会はあれから開かれていませんよ、8月以降は。役場がこういう恫喝をして、なくしますよと。これだって、あなたが失敗したんでしょう、4月の時点で。民間とやらないと、補助金はおりませんよとはっきり言いましたよ私、3月の時点でね。「はい、はい、わかった」と言いながら役場の臨時雇用をやって、はい、こっちから出します。で、補助金はおりませんとわかりました。で、ほかのもので補正を組んでそれを出す、そんなやり方でいいと思いますか。こんな流用のやり方で。私は、あの補正を反対しましたよ。それはあなたが筋の通らないことをやるから。今回もおかしいでしょう。あれはちゃんとした組織ですよ。商工費を上げないとでも言ったんですか、今度は。来年から商工会補助金を打ち切りますよとでも言ったんですか。その経緯をちょっと教えてください。どうやって契約ができたのか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

これは商工会にお願いに行きまして、観光案内所は委託するんでしたらもう商工会しかないということで一応お願いして、契約いたしました。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

そうじゃないでしょう。商工会以外にはないということはおかしいですよ、あなた。役場が出資してる21・ざまみというのものもあるんですよ。何で1年間させておいて、その間にルールを変えていかなかったのかということなんだよ。あなたは最初の半年間、一般財源から持ち出ししているでしょう。その後の半年分は

補正と違う形に、脅迫の形でようやく取っているんですよ、これ。契約しているんですよ。あれは一つの組織、崩れますよ、あれ。何年もかかってやっとつくった組織を、ほんとに一つのやり方を間違えただけで、これは崩れるんですよ、これ。向こうも観光ガイドをつくるつくらないで今ありますけど、今みたいに理事会で指定されたものを、代表者が勝手にあなたと契約したということは、もうこの代表者自体信用がされなくなってくるんですよ。あなたがどう恫喝したかわかりませんが、そこまで影響を及ぼすようなことをしないでほしい。あなた自分の失敗だよ。大変なことをしているんだよ、あなたは。これはちゃんと考えて仕事をしてくださいよ。公務員の一番の悪、何かわかりますか。何にもやらないことなんです、何にもやらないこと。あなた、やるべき事をやらないから、こういうことが起きているんだよ。そう思いませんか。今、どう考えているか、一生懸命やった結果そうなったのか、それとも軽く考えていたからこうなったのか、その辺をちょっと答えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

この委託の件に関しましては産業振興課がやって、幹事会とか庁議にかけてそういうふうにしてやって決定して契約をしております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

それは庁議で何をやろうがいいですよ。一つの独立した団体が、役員会でオーケーしていないものを、あなた方が無理やり契約させているわけよ。そこには何があったかということなんだよ。1回目は4月に理事会で返されて、8月に来て「いや、これをやらないと10月からなくしますよ」とあなたは役員全員を恫喝しましたよね。「契約しなかったら観光案内所をなくしますよ」とあなたは言ったんだよ。それでみんな大騒ぎになったんだけど。役場内で話してやりましたでは通らん、これ。どういう理由で相手はオーケーしたのかと私は聞いているんだよ、どういう理由で。なだめすかしたのか、来年の商工費は削りますよと言ったのか、その辺を聞いているんだよ。はい、答えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

これは、お願いだけです。来年の予算の話とか、そういったのは一切していません。ただ、契約お願いしますということでやっております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

はい、もうこれ以上の答えは引き出せないはずだから、これはこれでやめます。しかし、はっきり言いますが、自分が失敗したものをほかのものに転嫁しないでくださいよ。これは課長のやる仕事じゃないですよ、これははっきり言っておきますけど。ちゃんと法的に、こうなるんだということを私、3月に申し上げていますからね。それを無視した形ですよ、あなたは。これはこれでいいです。もう終わります、これ以上、答えが出ないはずですから。出ますかね、村長。この質問は後で個人的に聞きます、議会が終わってからですね。あんまり長くやると、怒られるんで。

あと3番、簡易水道事業、平成21年9月の定例会で質問したときに村内だけでやるのはおかしいだろう

ということで、目からうろこですという村長の答えで、その後、何回か会議もやって申請もしているという話だったので早く…、今年は雨が多くて助かったんですけど、来年はわかりませんので、それについても急がないといけない案件ですので、その辺の進捗状況はどうなっているのか、ちょっとお答えしてもらっていますか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの金城善昇議員の広域化についての進捗状況について、お答えします。広域化については県と市町村との行政連絡会議で県へ要望してまいりました。その結果、広域化について県の各部署、薬務衛生課、地域・離島課、それと市町村課、企業局、この各部署による会議が先月の18日に実施されて、今後の広域化に向けた議論が進められているところでございます。12名の構成で行っているということです。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

そういう前向きなほうになっていっているということは非常にいいことなので、とにかく過去にも昨年も連続で断水した経緯もありますので、やっぱりこれだけの人口ですから、3カ所で浄水等をつくりますので、やっぱり機械のメンテとかこれから金もかかるので、逆にもう広域化しないとこれは絶対に赤字は返していきませんので、これだけの数ではね。使う企業がどんどん入ってきて、水を使ってくれるのであれば、村の料金で賄ってもできると思いますけれども。これはまたできるだけ身軽になれるようにね、早目に。水は絶対必要なものですから、目の前に海はたくさんあるんだけれども、海水は飲めませんので、そのままどね。その辺はまた早く進めていただきたいと思います。先ほどちょっと言い忘れたんですけど、船舶の件なんだけれども、今、国土交通省はいろんなことをやっていますよね。高速道路の無料化だったり、沖縄県に至っては離島の航空機の運賃を3割も補助すると。だけど船については全く知らんふりって、これはちょっと非常にまずいでね、だから首長を中心に必要であれば議員も一緒に行って、直談判でもする必要があるんじゃないかと思いますので、その辺をちょっと村長はどう考えていますか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの御質問にお答えいたします。まず水道はよろしいですよ。今、沖縄県で10月からですが、那覇ー南大東・北大東・久米島、宮古・多良間線、石垣・与那国線、那覇・粟国線、この7航空路線だったと思いますが、沖縄県の特別調整費という言い方をしておりますが、内閣府の予算で沖縄の特別調整費という予算がございまして、その中で航空運賃を3割値下げをする、いわゆる3割値下げといいますか、3割補助をしてあげるという制度をとっているのが今、善昇議員のお話にあったことだと思います。この話は今年の5月、6月にマスコミで出まして、私も早速この件についての内容は沖縄県企画部の交通政策課に問い合わせをさせていただいております。あわせて問い合わせをしながら何で飛行機だけかという話と、先ほどか

ら話がある今の政権の中での高速道路無料化であつたりということも踏まえて船というのは道路であると発想と、それから飛行機運賃だけだということは絶対におかしいということで軽く抗議を何度かさせていただいております。この制度は、まずは単年度予算になりますから、私たち自治体の予算はですね、とりあえず3月で切れるそうですが、また次年度も要望していくという話をされておりました。制度設計は飛行機の場合ではできておりますが、船賃の場合は補助航路であるといういろんなしごらみがありますので、すぐはできないだろうという話も伺っておりますけど、船賃もいわゆる航路事業に関してもその制度が取り入れられないかというのを、一生懸命勉強させていただきますという回答を担当からいただいておりますので、ぜひこれが次年度も続くのであれば、次年度の早い時期に各離島航路でも取り入れられるような環境をつくれるように、またこれからも一生懸命私は要望させていただきますし、必要な場合はまた議員の皆さんにもお願いして、いろいろな要請活動をさせていただきたいと思っておりますので、そのときにはまたよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ありがとうございました。この質問はこれで終わります。

次に防災無線についてですが、もう無理だな、もう1年ぐらい前に防災無線は新しくするというのでありましたので、そのときに私が提案したのは親子ラジオみたいに各家庭に、どうせデジタル化するんだから各家庭にとにかく社会的弱者とか、公営・公共の場から先にやるという以前に皆さんからお答えいただきましたけど、広報紙にも載ってましたよね、それはね。その前がやっぱり機器をどのようなものにするのか、発展性のあるものにするのか、ただスピーカーだけなのか、その辺をどういうふうにして考えているのか、それをちょっと総務課長のほうでお答え願ひしますか。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

機器のほうは既に選定して確定してはいますけど、個別の防災無線です。屋外にあるようなラッパのような形ではなくて、これぐらいの小型のラジオぐらいの大きさのものを屋内に設置する予定です。ただ、この質問に関してはたしか6月にも一般質問をいただいて、今現在設置できていないということについて、ちょっとおわびをしないとイケないんですけども、実はこのこういう機種についてはなかなか発注がたくさんあるものではないものですから、一部備品のちょっと入荷がおくれているという関係で今、おくれております。機種については先ほども申し上げたとおり個別の屋内に設置する形のを考えておりますし、まずは優先世帯としては災害弱者と言われる障害者のいる家庭であつたり高齢者の世帯ということで、その辺のリストアップはもう既に終えております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

機種を選定は終わったというふうには聞いていますが、だから先ほど私、聞きましたよね。ただ聞くだけのものなのかどうか、それは非常に発展性があるものなのかどうか。例えば聞き逃しとかありますよね。そのときには、スイッチさえ入れておけば何回分は録音できるとか、例えば緊急の場合、年寄りというのは、弱者というのはいつ何があるかわかりませんよね。これはボタン一つ押すだけで、役場に緊急で連絡ができるのかどうか。そういう機種なのかどうかを、私は聞いているわけです。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

お答えいたします。今回の個別は、録音機能がついています。放送があった場合には、聞き逃した場合に再生ができるという機種ですけど、2番目に質問のあった逆に役場のほうにというものには対応しておりません。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

私、9月の定例会に防災無線を出したときに、その話をしたはずなんです。これはユビキタス事業があって、住民課長は知っていると思うんですが、私はそのユビキタス事業をそういう部分に使いたかったわけよ、逆に。だからそういうふうなものにしてくださいねということも指定したんだけど実際は全く違うものを使ったから、だから今回、防災無線の中でそういうのが逆に緊急はもうつながるわけですからね、いつでも。そういう機器の選定をしてくださいという意味で、機種をそういうものに使えようにしなさいと言ったのはそこなんです。だから一方的に聞くだけだったら、そんな大したことはないですよ。何か事故がありました、どここのだれだれのところの弱者のところ、おじい、おばあのところ何かあったと、そういうことにも使えるような機種にしないと、一方的なものだけでは何の意味もないですよ。これからの社会、特にこういう何ていうの、過疎にもなりつつあるところは余計なんです。お年寄りだけの住宅もあるでしょうよ。そういうところにボタン一つで、ああ、ここは鳴っているから何かあるんだなというふうにして、わかるような装置までつけるものを選定しないと。選定方法を間違っていますよ、また。また、どこか大手のユビキタスをやった業者に最初からもう決まっていたんじゃないですかね、そういうことはやめてくださいよ。ちゃんとそういういろんな業者で、入札はちゃんとやっていますよね。入札しないで、そういうのを特定の業者とやったらとんでもない話ですからね。後でどういうものか、機器の種類をちょっと見せてくださいね。これは以上でオーケーです。

あと、ふるさと納税（寄附金）について、皆さんはなんとか努力をしているいろいろよくなってきましたが、現状、郵便局…。私はこれをお願いしてあったんだけど、宿泊施設やら船でその振込書が受け取れるという現地モデルもできるようにということで提言してあったんですが、その後、郵便局との関係とか、その用紙とか、どうなっているのかなと思って、今回また質問しているんですが。これはなぜかといいますと、阿嘉島から、郵便局はありますよ、阿嘉島に。ところが1万円のふるさと寄附金をしに600円の往復の船賃をかけて観光客の皆さんもわざわざ役場に来て、ふるさと寄附金をやるんですよ。それはおかしい話ではないですか。だから各施設とか、船にこの用紙があってここでできるようなシステムをつくれれば、できるはずですよ、これは。それで皆さんはいろんなものをテレビショプを見るとぱっと買ったり、そのまま振込用紙、できるでしょう。こういう工夫を何かされたことがありますか。あれから郵便局とどうい話をされたのか、ちょっと報告をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

お答えします。これについては確かに去年の9月の定例会でしたか、同じような御質問と御提案をいただきました。今、現状をお話ししますと、現在は申し込みがあった場合には銀行・郵便局、どちらがいいですかということで、当初は銀行だけだったんですけど、その辺のノウハウができるように改善しました。それ

から宿泊施設にはふるさと納税のスタートと同時にお客様に勧めてくださいというような内容でのパンフレットを配布しております。前回は今回も御提案のあります郵便局の窓口に関係資料を備えつけて、要するにその場ですぐに振り込んでいただく方法という御提案だと思うんですけども、これについては役場の中でいろいろこういう金城議員からの提案があるんだけどどうだろうということで何回か検討をしましたが、やはり1回役場のほうに申込書、ファクス、メールとか、持参する方もいるんですけど、まずは見て、やはりいろいろな記載漏れ等がないかというチェックをしないとイケないという作業がありますし、村内においてこういうことはないのかもしれないかもしれませんが、振り込め詐欺等に悪用されることもあるんじゃないかということで、郵便局の窓口ですぐに振り込むという方法は村としては今、現段階では適切じゃないというふうに判断をしております。また、去年もお答えしたんですけど、事業所に関係書類をとということなんですが、これについてもやはりこれの設置だったり、管理だったりということで事業所の方に負担を強いるのもいかなものかと思ひまして、ふるさと納税のお願いのパンフレット以外の関係書類というのは、現段階では予定しておりません。なお、今、金城善昇議員からありましたように確かに阿嘉・慶留間のお客様は役場が目の前にありませんので、この辺については今、指摘をされて、ちょっと課題があるなというふうに感じております。今後これについては前向きに、どういう方法でできるか考えていきたいと思ひます。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

振り込め詐欺がはやっているということで、その辺もあると思ひますが、けどこれはもっと努力して専門家と話をして、できることではないかなとは思っているんですよ。最初から印刷しておいて、印刷しているものを渡して住所・氏名・金額だけ書き込んでやれるようにすればオーケーなように。あと、通し番号にしておけば、簡単だと思ひますけど、割と。

それとあと、今、座間味村から給料を払っている船員の方というのは何名いますか。その中で座間味村の住所のある人は何名ですか。ちょっと振りますけど、いいですか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質問ですけど、全員合わせて20名です。船員が16名、そのうち今、4名が現住所、4名から今減っていますね。4月初めは4名ですが、今、現住所は1人か2人とお聞きしています。後で調べて報告したいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

現地住所が2人というのは意味がわからないけれども、現住所が座間味村にあるのは2人ということね。現住所が2人といったらえらいことになると思うんですけど。いや、それをなぜ聞くかといいますと、船員は一般職より給料は高いはずなんですよ。ところが税金は座間味村に一銭も納めていないわけですよ、その後ね。その辺で総務課長、船員に対してふるさと寄附金をお願いします、そういう指導とか、やり方、方法、どのぐらいの厚みでやったのかな。ただ「ありますよ」「お願いしますよ」と言ったのか、強要に説明して書き方から教えたのかどうか、この辺をちょっとお願いします。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

ふるさと納税というのは寄附金なんですよ。ですから強要することは、もちろんできません。ですから、船員に対して文書で納税に協力してくださいぐらいのことになるのかもしれませんが、そういうことをしたことはありません。ただ、自主的に申しただけならばというふうに思っています。実は関連しますが、竹富町は石垣市に役場がありまして、納税の件数が170件とか、2番目の座間味村が九十何件なんですけど、調べてみたらほとんどが竹富町役場の職員が納付をしているということらしいですので、その辺のちょっと状況を聞いて船員に対してどういうふうな呼びかけをするかというのはまた考えていきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

まさにおっしゃるとおり、竹富町はそうなんです。私はフェリーの整備員とか、そういう人と話す機会が那覇へ行って往復のときにあるんですけど、皆さんはやりたいけど方法がわからないというのがほとんどなんです。自分たちは座間味村から給料をもらっているけれども、税金を払ったことがないから申しわけないと思っている人も結構います。だから、そういうものを逆に担当課が教えてくれたら、手続のやり方を教えてくれたら自分たちはやれるけどねという人がほとんどなんです。だからその辺、財政が厳しいんだっただけお金を外に出すんじゃなくて、いったん出したものを戻すような方法も考えてもいいじゃないですか。それとこの前、個人情報につながるからということではがきはできないという話があったんだけど、郷友会の幹部を集めてやる。どこかで酒飲み会をしてでもいいですよ。そのときに、皆さんはふるさと納税のやり方をわかりますかと。ふるさとは今、こういう状態ですけども、皆さん助ける意思はありませんかと言う。言ってみてくださいよ。個人個人の名簿を持ってきたらまずいでしょう、だけど幹部会、たまには酒飲みしようかと言うだけで、これだけでも全然変わってくるんですよ。彼らが郷友会全部に対して、ふるさとのこと、こうしましょう、ああしましょうと言うのであれば、いいんじゃないですか。あしたで1万円お願いします、5,000円お願いしてもいい。やるかもしれないしね。座間味村から出たのも1万人を超しているでしょう、成人しているのは。大変な話ですよ。この辺も何千万円になりますからね。その辺も努力してもらいたい。次回の何ていうか、3月の議会では公募をやったからこれだけふえましたというのを聞きたいですね、確実に質問に入れますので。これはこれで終わり。

最後にエコツーリズム法についてです。これは、私は現在の理事長である宮里祐司議員と、今度私が質問をする、次はあなたが質問をすると、これを何回もやってきた質問なんです、これは。とっても進捗しないものだから、腹立ってたんですよ。このエコツーリズム法の申請は村でやりましたよね。渡嘉敷と一緒にね。その後の状況が全く伝わってこないんですよ。環境省の那覇事務所に聞いても、座間味村はやる気あるんですかとしか言われないのでね。この辺、まず村長はこのエコツーリズム法というものについて、どう考えているのかからお聞きしてから、その後に担当課長、進捗状況を教えてください。お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えします。エコツーリズム推進法、後で現在の進捗状況等は課長から説明があると思いますが、エコツーリズム推進法、この基本的な考え方に対して私は別に反対とか、そういうことは持ってはおりません。その中で今、私たちが申請している分に関しましては座間味村だけの問題ではなくて、渡嘉敷村との絡みがあります。後で説明もありますが、この申請に関しましては、申請した後でいろいろと各県の関係部局との

調整事項等がございまして、まだそこがきれいに終わっていない状況等もございしますので、その辺の状況を見ながら、あるいは渡嘉敷村との考え方をもう一度確認しながら、渡嘉敷村も村長がかわりました。エコツーリズム推進法ができた、この申請書をつくっているときに私も村長に就任させていただきましたし、戻りますけど渡嘉敷村も村長がかわったということもございしますので、その辺も踏まえていきたいというふうを考えております。進捗状況については課長のほうから、よろしく申し上げます。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

エコツーリズムの進捗状況について、御報告します。3月の申請後、確認依頼が3機関からありました。確認事項は那覇環境事務所と調整し、今年の8月に回答書を作成し、3機関に回答しました。その後、再度意見書が1機関から届いております。現在、関係機関の意見書に対する回答待ちの状態です。これからの手順としては、その機関から関係機関の調整が済み次第、渡嘉敷・座間味エコツーリズム推進全体協議会を開催し、これまでの状況を報告し、承認をいただき、環境省への申請となります。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

とにかく行動が遅いということで、私は上のほうからおしかりを受けているんだけど、これが認定されるかされないかによって、かなり変わってくるんですよ、観光の形がね。何とか早目に行動を起こして、早目にやらないと。それで、その後から条例づくりをすればいいわけですからね、関係課の条例づくりはね。とにかく認定を受けるか受けないか、これが一番早いこと。だから、私は一番最初のものだけどネーミングライツについてというのがあったんだけど、これをエコツーリズム法が通って認定された後に、このポイントを決めますからね、そのときにこのネーミングライツが生きてくるんですよ。観光マップにでも、例えばあなたが1年間このままやる、やりますよ。例えばニシ浜のポイント、古座間味のポイント、阿真のポイントとありますよね。企業に売るんですよ、名前だけ。ものを売ってはいけませんよ。名前だけを売りますよ、1年間幾ら。それを収入にすればいいわけですよ、逆に。これは行政がそれをできなかったら、それを行っているダイビング協会とかに投資してもらって、彼らの活動費、運営費、村はじゃあそれに対する税金で何割という、こういうふうになればいいわけですよ。それで、エコツーリズム法が通った場合には、外からは簡単には入れませんから、いったん逆…、向こうから全く入れないということはないわけですよ。でも、ここにいったん宿泊して、地元のダイビングショップを使う、宿泊施設を使うということが多くなってきますからね。そうすると、もっともっと努力して、年間のお客さんの数をふやすこともできるわけですよ。だからその進捗状況は毎回毎回、逆に言えば報告するぐらい。毎回じゃなくてもいいですよ、毎月でもいいわけですよ、逆に。どうなっていますと。これをやることによって、観光客もふえる、船舶のお客さんもふえるとなれば、こんないいことはないわけですよ。だから、逆に言えば急いでください。これで私の質問は終わります。

○ 議長（中村秀克）

次、2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

一般質問を2件ほどやりたいと思います。第1点でございしますが、副村長の人事案件についてお伺いしたいと思います。多様化する事務に伴い、村長の外交出張が多く内政充実するには副村長のポストが不可欠と考えられるが村長の考えをお伺いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。私は昨年6月に就任させていただきまして、いろいろこれまでも行ってきた状況でありましたから、行財政改革を私なりに一生懸命進めさせてきていただいております。その中で昨年の9月には議会の協力もありまして、組織の再編成を行うとともに決裁権のある政策調整監を配置させていただいております。その中で適正な事務事業の執行に努めてまいりました。本村の厳しい財政状況や、あるいは県内各市町村で構成される一部事務組合であったり、あるいは外郭団体において私自身が未熟でございます、未熟といえますか、就任年月日が短いものですから主要な役職にはついていないことなども踏まえまして、当初想定していたほどの出張の回数がありませんでした。そのようなことも踏まえまして、当面は副村長の配置については検討をしております。以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

これにつきましては、平成19年に今の助役の条例の廃止をやりまして、それからまた平成21年4月にまた復活しているわけでございます。非常に今、平成19年の廃止したときに県のほうから調整監として本村に一応前の村長が連れてきているんですけども、その間というのは裁判問題中心でございまして、内政の仕事はほとんどやっていなかったんだと、私はそんな考えです。その結果としましては、やはり決算のほうにも非常にあらわれていたわけですね、いろいろとまた繰越事業が非常に多いとか。こんなものがありまして、とにかく内政をやらないといけない。今、村長の、これはきょうの行政報告を見ますと、ほとんどがもう出張の形でございますね。だから今、同僚の議員が言ったようなあらゆること、一応何回やっても同じ事を繰り返したような質問が多いわけですよ。これはだから内政がしっかりしていないと、困るわけですね。だから、調整監と総務課長というのは兼務になってはいるんですけども、これは自分の仕事しかできないわけですよ。自分の仕事もいっぱいだと思いますね。だから村長が出張しているとき、調整監が一緒にやるときもよくあるわけなんですけど、このときに不在の場合はほんとにみんな課長だけでは、私はその行政そのものが調整がとれないと思うんですね。だから同じような質問が何回も出てくるわけですよ。だから今みたいに、その強化するというのは、ただ簡単なように見えるんですけども、非常に意味があるわけですよ。だから助役を置いた場合は、助役に出張というのはもうほとんどないというぐらい、渡嘉敷村においても出張というのは余り何もなかったというようなことも聞いています。そのようにして、充実が、渡嘉敷村の充実感というのは非常にいいわけですね。だから、内政というのを非常にしっかりしないと困るわけなんです。だから、私としましては来年度から、やはり置いてもらいたいというような要望であるわけでございます。だから今、非常に本村におきましては3つの島がありまして、住民のあらゆる集落のときの要望事業、あらゆる事項、また同僚議員からもいろいろあったんですけども、こういったものをほんとにやっているかやらないかというのは、課長だけでは仕事が忙しくてこれで精いっぱいなんです、自分の仕事。だからそういったものは、やはり助役がしっかりと皆さんの、各課長のあらゆる仕事を把握して、あなたはこれだけやっているか、これだけやっているかぐらいをやらないと私は内政は充実しないと思います。だからそれは経済的に非常に苦しいとは思いますが、これはこの経済的にというのはあるんですけども、これは外部から出てきた、連れてきた場合には非常に経済的に困るわけですね。だからどこの離島村でもほとんど内部の起用が主なんです。それにちょっとプラスをやれば、助役の給与はかなうわけですね。だから何の痛みも余らないわけですよ。だから私はできましたら来年度、平成23年度の4月から置いても

らいたいような要望でございますが、もう一度お聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えします。そうですね、金城議員のおっしゃることもごもつともだとは思いますが。ただ、財政の問題ももちろん含めまして、ゆっくり検討させていただきたいと思いますが、今、来年の話はすぐはできないところですが、今、私が考えているのは行政、いろいろな問題がございます、座間味村の場合ですね。財政の問題であつたりとか、一般質問の中にもいろいろな問題、御指摘を受けているところでございますが、その中で今、私が役場の行政の中でやりたいのは、やっぱり職員のスキルアップといいますか、資質の向上をしなければいけないというところに今、着目をさせていただいております、今、沖縄県にお願いをしているのは今現在、政策調整監と総務課長が兼任をしている状況ですので、沖縄県に政策調整監を今まで、あるいは助役を派遣してもらいましたが、職員に一番近い立場である総務課長を1年ないし2年貸していただけないでしょうかということは今、実はお願いしているところです。人事の問題ですから、すぐあちらもはいとは言っておりませんが、一応は検討させていただきますということが今、回答として返ってきておまして、その中で私は副村長ももちろん大切だと思うんですが、職員の資質の向上を考えたときには、まず沖縄県のような大きな組織の中でもまれた職員が座間味村に来て、若手の職員と触れ合いながらいろいろな事務事業のあり方、法令遵守のことも含めまして、そういうところから私は行政改革を進めていきたいというふうに考えているところでございます。ただいま御指摘につきましては、もう一度私なりに一生懸命考えさせていただいて、また3月にいろいろと話をさせていただければというふうに考えております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

では、今の件につきましては平成23年度には置かないというような考えでよろしいですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

はい、今現在は考えておりませんが、もう一度、今の御提言を受けていろいろと勉強はさせていただきたいと思っております。それでまた3月の議会に、その辺を含めて御相談といいますか、御回答といいますか、いろいろと議論をさせていただければというふうに考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

これにつきましては、やはり村長の考えでございますので、こちらからまたちょっと強硬には言えないわけでございますけれども、やはり今あらゆる質問等とかいろいろ見ていましたら、非常に内部がまだまだしっかりしていないようなことが多々あるわけですね。だから、これにおきましてはやはり内政の充実が行政としては一番肝心なものでございますので、こういったわけです。じゃあ、この条例が今、平成21年の4月にまた復活したわけでございますけれども、村長の任期のうちに置くか置かないか、これをまたちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。ただいまの御質問については、すぐ即答できるものでもないんですが、必要性はもちろん感じておりますので、必要性を感じておりますというところで御勘弁いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

できるだけこういったもの、もう一度検討しましてポストを確保するようにお願いしたいと思っております。この1点を終わりたいと思っております。

次、2点目でございますが、投票所の開閉時間についてでございますが、本村には第1から第3までの投票所があり、第1投票所は午前8時から午後8時まで、第2投票所は午前8時から午後6時まで、第3投票所は午前9時から午後5時30分までとなっておりますが、非常に第1投票所におきましては阿嘉・慶留間とは2時間余りの差がありまして、非常に事務的に、またはその勤めている人においては同じ賃金を払いまして、ちょっと不公平じゃないかということもあるわけです。だからその点につきまして、お聞きしたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

お答えいたします。投票所の開閉時間なんですけれども、これは独立した執行機関がありますけど、選挙管理委員会のほうが告示をして時間の決定がされております。そういった点でやっぱり村とは一歩置いた機関でやっているものですから、ここでこの時間についてコメントするというのは余り好ましくないかなというふうに考えています。金城議員から御提案のありました時間の変更とか、それについては確実に村の選挙管理委員長の方にお伝えさせていただきまして、御検討いただくようお願いはしてまいりたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

この公職選挙法につきましては平成9年にですか、法が改正されまして午後8時までということになっております。ちなみに申し上げるわけなんですけど、隣村の渡嘉敷村におきましては内部の議員の選挙、村長選挙におきましては午後6時で閉めるんですね。だから非常に早いですよ。こちらは午後8時で閉めるから、議員の開票がくるまで午後9時半ごろになるわけですね。あちらは午後7時から早く当選したということで電話が来るんですね。だからあちらは内部のもの、村長と議員のものは午後6時まで。阿波連も6時渡嘉敷も午後6時に閉めるんですね。それは今の参議院議員、県のほうの県知事、そういったものにおきましては午後8時までなんです。だからこういったところは住民が早く知りたいようなものというのは、ちょっと工夫しないといけないと思うんです。これは、住民というのはいつかいつかと待っているわけなんです。だから他のものではできるわけですから、これはやはり午後6時から午後7時までか、これは選管の委員長にも伝えまして、これはちょっと改正してもらいたいと私は思います。ほんとに村内のもの、これは選挙管理委員長が決めるわけですよ。決めて報告すればそれでいいんですよ。何も市も、とにかく衆議院議員と参議院議員の場合は憲法がありますので、今みたいに午後8時までで閉めるんですけども、村内のものというのはそうじゃないんですよ。だから、これは村長も選挙管理委員長に話をしまして、これは改定してもらいたい。

だから渡嘉敷村は午後6時に閉めていますので、こちらでも午後6時でもいいわけですよ。阿嘉が午後6時に閉めても、こちらが午後6時に閉めても、阿嘉から15分に来るんですよ。来たら、開票を午後7時から始まるんですね。だから午後7時半か、午後8時前には開票、みんなのものがもうわかるわけですよ。だけど、今のでだめだったらもう議員の選挙だったら午後10時ですよ、10時。午後10時だったらみんな眠っているんですよ。だからこういったものをして、もう1日も早く1分でも1秒でも早く知りたいような気持ちなんですので、これはぜひともあらためてもらいたいと思います。以上で終わります。

○ 議長（中村秀克）

これで午前中の会議は終了いたします。午後は1時30分から5番 金城弘昭議員の一般質問から再開いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

皆さん、こんにちは。私の一般質問に入る前に、今回の一般質問は私にとって最初の一般質問でございます。いささか緊張しておりますけれども、お聞き苦しい点がございましたらまた再度聞いていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

一般質問に入る前に一言だけごあいさつしたいと思います。私もまた今回新しく議員に立ちまして、これから4年間頑張っていきたいと思いますが、座間味村のために先輩方議員とともに、そしてまた行政側とともに一緒になって頑張っていきたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひします。

それでは私の一般質問に入っていきたいと思います。まず1番目に集落道環境整備事業について、お伺いしたいと思います。まず1番目、阿嘉集落内で2カ所ほど早急に舗装整備を行っていただきたい道路があります。特に阿嘉の村営住宅前の道路なのですが、住所でいいますと阿嘉43番地のおうちの前のほうになります。その道路の表面上がすごく悪くて、安全面から関してもすごく悪いですので、その面から早急に整備を行う必要があると思いますので、これを強く要望したいと思います。道路幅が約2.5から3.0メートルぐらい、延長が40.0メートルほどありますけれども、このほう、皆さん方にお配りしています通告書に「その家」と書いてありますが、これはちょっと打ち間違いで「その案」に対してお伺いしたいということですので、ひとつよろしくお願ひします。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

金城弘昭議員の質問に対してお答えします。質問をいただいた箇所については、道路の表面状況が非常に悪いと伺っております。調査を行い、検討してまいりたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

私が聞いた話なんですが、先輩の議員の方々から何回もこの道路環境整備に対して一般質問の中でいろいろ要望してきたというふうに私は聞いていますけれども、何回ぐらいの要望があったのか、そしてその要望

に対してどういうふうな形で現場を見ながら、そしてまた対処してきたのか、その辺のいきさつというか流れをちょっとお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

私も来て1年なんですけど、この道の要望について聞いてはいますけど、聞いていて調査も行う必要もあると思うんですけど、箇所についてももう一度ほんとに現地に行って、どういった方法がいいか、その辺は検討していきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

「検討」「検討」と言いましても、どれぐらいの検討をされるか、また先輩方の同じ議員の一般質問と同じで終わるのではないかということでもちょっと心配ではございますが、とにかくこの道路に関しては特に人通りが多くて、学生、生徒などの通学路にもなっております。その中で、ほんとに自転車とか車いすとか、そしておじいさん、おばあさんの手押し車がありますよね、それで通るときでも実際に現場を見たこともありますけれども、すごく危ないんですよね。ここで転んでけがされて、また逆に地域住民のほうから賠償でもされたら大変なことになりので、それが起こらない前にぜひ現場に行っていていただいて、もちろん予算関係でいろいろたくさんあると思いますので、その辺も実際にどのぐらいかかるのかコンサルなりにいろいろ見積もっていただいて、ぜひ実施できるようにしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

現場を調査して、業者も呼んで一応見積もりをとって、その辺の予算について見積もりももらいまして検討したいと思います。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

ありがとうございます。何回も一般質問されていることでもございますので、ぜひ早目に見積もりをとっていただいて、忙しいとは思いますがぜひ実施して…。私の考えとしては、3月の補正予算の中にでもいいですから組んでいただいて、それができれば早急に実施していただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いたします。

続きまして2番目なんですけど、しーぶん商品券の事業に関してなんですけど、これに対してちょっとお聞きしたいと思います。まず10月1日より開始されました、しーぶん商品券事業ですか、これは11月何日かに終了したということでもちょっとお聞きしていますけれども、その後の分析した結果、どのぐらいの効果があつたのか、それともなかったのか、短い期間ですのでなかなか分析も難しいとは思いますが、現在の段階で構いませんので、執行部側の現在感じていること、今後もその事業を継続していくのかどうか、その辺のことについてお伺いしたいのですが、よろしくお願いたします。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

お答えいたします。今、お話のありましたとおり10月から実施してまいりましたしーぶん商品券の事業、11月20日までに予算に達しまして配布を終了いたしました。現在、事業所への換金の作業を残すのみとなっております。約90%程度の換金は終了しております。さて、今、御質問のあります効果の話なんですけれども、村においては現在、今回登録をしていただいた全事業所を対象にこの事業に対するアンケートを実施、きのう、おとといぐらいからですか、事業所を回ってお配りしているところです。あわせてアイランダーズメンバーへのアンケートの準備も進めているところです。そのアンケートをもとに分析を今後進めて、改めて御報告ができればというふうに考えております。また、次年度以降の事業の継続につきましても、今回の分析・検証を行った後に次年度以降の実施の是非を判断していきたいというふうに思っております。今、現段階での村の感じ方ということなんですけれども、10月1日のスタートの日にはいろんなテレビやラジオ、新聞2社の取材もいただきまして、座間味村という名前が流れたということでの効果はあったのかなというふうに感じております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

そうですね、まだ分析結果がこの短い間ではちょっと出るのは難しいと思いますが、やっぱりこれだけの財源が厳しい中で500万円という予算を計上して事業を行ったわけですので、しっかりとこの辺はその結果を分析しながら、これからの座間味村の観光事業に生かさせていただければいいなと思います。その結果報告に対しては、この結果報告を見ながら皆さん方にまた質問等なりしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくをお願いします。

3番目に阿嘉島の各ビーチにおける環境保全並びに今後の取り組みについて、私のほうから聞きたいと思っております。まずニシ浜ビーチなんですけど、ニシ浜ビーチの遊泳区域がありますが、長年にわたって同じ場所で、この区域で泳いでいるものですから、このサンゴの状況が人的破損によって非常に悪くなっているわけです。その中でやっぱりサンゴの保全を図るためにも、この遊泳区域を3年とか、5年とか、その辺を移動しながらやったらいかかという事で、地域住民のほうからもたくさん一応意見が出ています。これからもやっぱり長年この地域を観光ビーチとして続けていく以上は絶対に必要ですので、この辺ですね、もちろん3年、5年ということでの期間に関しては私ら素人ではわかりませんので、阿嘉島には臨海研究所がございますので、その方々にそういう保全に関するもの、そしてサンゴの発育状況に対しての監視を依頼していただいて、その結果を踏まえて何年後がいいというふうな形でそういうふうに移動していったらいいんじゃないかなと思いますけれども、その提案を私のほうからしたいのですが、その案に対していかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

ニシ浜ビーチにつきましては、今、夏場は村ではライフセーバーを配置して観光客が安心して海水浴できるように取り組んではいます。たくさんのお客でサンゴの生育が厳しい状況になっていると思われそうですが、この辺は現地調査をしてから皆さんと話し合っ、すぐに決められる問題ではないと思っておりますので、その辺は調査をして、皆さんとお話し合いをして検討していきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

この地域移動に関しては、予算がかかってくるものでもないですので、この辺は早急にできることだと思

います。ほんとにこのサンゴを守っていくためには、こういういろんなやっぱりやり方でもって守っていかないとできませんので、これを早目に、私らが勝手にブイを変えたりとか、そういうことはできませんので、行政側が中心になってそれを地域側に持ってきていただければ、また協力してできますので、その点、早急に極端な言い方ですけども、来月ぐらいからでも調査もできると思います。できれば年が明けてゴールデンウィークに入る前に、シーズンに入る前に検討していただいて実施できればいいなというふうに思っていますので、その点についてはまたひとつよろしくをお願いします。

あと②なんですけど、これもニシ浜ビーチに関することなんですけど、大潮時になりますと、ちょうど干潮時になりますと、ずーっとリーフ沖までひざぐらい、腰ぐらいで歩けるようになるわけです。その中で私もビーチ観賞の少し経験がありますけれども、ずっとお客さんを見ていましたら、もうほとんどが歩いていたり、そしてそのまま泳がないでどンドン歩いたりとか、それがあってサンゴの人的被害がすごく多いわけです。そのときに、これは平成20年ごろは実施されていたんですが、防災無線によってやっぱり観光客の皆さん方に声かけをするとか、そういうものをぜひやっていただきたいと。これも別にお金がかかるわけでもないですので、ちょっと行政側のほうから防災無線も利用していただいて、観光客の皆さん方にぜひ呼びかけていただきたいと、その点についてお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

サンゴの保全のために必要だと思いますので、遊泳の際の安全管理を委託している夏場でしたらライフセーバーの協力を仰ぎ、サンゴの保全について呼びかけていきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

ありがとうございます。では、この件に関しまして行政側のほうで中心になって実施、来年度からでもいいですから、できるということでしょうか、いかがですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

ビーチ委託業者がいますので、ライフセーバーがいますので、その辺は放送してやりたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

どうも、ありがとうございます。ぜひ来年から、その点については私もいろいろ一生懸命協力していきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いたします。

あと③でございますが、これはビーチはニシ浜ビーチではなくて阿嘉ビーチになりますが、これは昔は「真謝の浜」と言っていたんですけども、今は「阿嘉ビーチ」ということで名称がついているようになっています。今現在、ニシ浜ビーチに続いて阿嘉ビーチに対してはすごい人気がございます、特に亀が見られるとか、いろいろインターネットで見ても結構日本全国に流れているものですから、それを見るために結構ニシ浜ビーチよりも最近では阿嘉ビーチのほうが観光客が多いわけです。座間味からもわざわざ来ますし、すごい重要なビーチですので、そのビーチに関しても研究所のほうにちょっと聞きますと、お客さんの増によって徐々にやっぱりちょっとずつは悪くなっていっている。そしてそれプラスまた大雨時に土砂ですか、

それが大分流れていますので、その分の蓄積もちょっとぐらいあると、そういう面も含めてどんどん少しずつ悪くなってきている傾向がありますので、その辺はビーチを守るためにもぜひ阿嘉ビーチのほうにも看板設置をしていただきたいと思います。これは特に阿嘉ビーチに対しては、臨海研究所の研究フィールドでもありますし、また地元の生徒さん方の勉強の場にもなっていますので、サンゴの産卵の場所でもすごい重要な場所ですので、その点においてもぜひマナー看板を設置していただきたいと思いますというふうに思うわけですが、それに対してはいかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

最近、真謝ビーチは遊泳者の増加の傾向があることは知っています。サンゴの被害が懸念されることは承知しています。看板等の設置については、ビーチは阿嘉とか、ニシ浜とか、後原とかたくさんありますよね。あるものですから、1つにやったらみんな飛び火するものがあるものですから、重要と思うポイントには看板を設置したいと思います。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

ありがとうございます。早急にこの辺も看板設置が必要ですので、ぜひ検討していただいて、これも今年度から4月、5月ぐらいに向けて、ぜひ取り組んでいただければいいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。以上でもって私の一般質問は終わるんですが、地元の座間味村においては各ビーチにおいての収入源というのはすごく大きいものがありますので、このビーチの環境美化、いろいろなものに関してもそれが座間味村から失われていきますと相当なダメージを受けますので、観光収入の面から関してもすごく大きいので、この点につきましてはぜひ真剣に考えていただいて、早目を実施していただきたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

続きまして、1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

こんにちは。私も先ほどの金城弘昭議員と同様、9月の当選以来初めての一般質問でございます。ひとつ、よろしく願いします。特に産業振興課長、もう少し最後の質問者ですので、おつき合いをお願いします。4点の質問を通告しております。1. には農業の支援策について、2. 阿真漁港の整備について、3. 観光振興策について、4. 第4次総合計画の策定についてということで、それぞれの分野をちりばめていると思いますけれども、皆さんが答えやすいような質問をうまくつくったつもりですので、よろしく願いします。

まず、ありふれた質問1点目の農業の支援策について。村長は、平成22年度施政方針において、地産地消の確立を推進していくと述べられております。本村における農業の支援策について、考えをお伺いします。頑張ってくださいよ。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

大城 晃議員に対してお答えします。本村の農業は今、季節的に根菜類等を中心に行われています。農業従事者の高齢化が進んでいますが、最近、若干ではありますが青年層の者が仕事の合間を利用して農業をし

ている姿が見かけられるようになっております。地産地消の確立には至っておりませんが、現在、学校給食において島でとれた野菜を利用しております。今後においても継続して実施していく考えであります。また、農業関連の指導員の講習会などを開催し、地産地消を目指して取り組んでいきたいと思っております。支援策については今後、農地懇談会などを開催して意見を拝聴し、対策を講じたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

余りにも質問が多いので、緊張しているみたいですね。支援策については、トラクターで畑を整地していただいたり大変ありがとうございます。これが抜けていましたね、堂々としゃべったらどうですか。まず阿嘉・慶留間については把握できていないんですけども、座間味村の島では産業振興課がトラクターを週に3回ですか、派遣していただいて非常に助かっております。そこでさっきよく把握しているというのは、本村の農業従事者はほとんど高齢化、低所得者なんです。そして、今なぜこの時期にこの質問をしているかというのとあわせると、今ちょうど農業のいわゆる露地栽培のピークで、もちろん夏の暑いときにはできるわけがないんですけども、ちょうど半年間ぐらいが、10月から4月までの半年間ぐらい、いわゆるおじい、おばあちが非常に生き生きして農業に励んでおります。毎年、この農業の支援策については質問が出ると思いますが、当然、農業の手法も変わったり人も変わったりしますから、ありふれた質問かと思うんですけども、というのは今、農業の窓口がないんですよ。例えば堆肥を注文するのに今年はやっとな、やっとなとか何とかお願いして漁協に面倒を見てもらったりとかしていますけれども、ジャガイモの種芋を注文するのも窓口がない。以前は農業委員会が取りまとめたり、21・ざまみを取りまとめたりしていたんですけども、それがありません。堆肥も21がやったり、過去にはありますけれども、阿嘉では垣花商店がジャガイモの種芋を何件か取りまとめているかもしれません。私が沖縄本島のフタバで見たことがあります。そこでどうにかこれを取りまとめる機関をつくってもらえないかということ、そして船運賃がかかっているんですね、種芋にも、我々が買う堆肥にも。そういったのが、その窓口を通せば我々に助成してくれないか。もちろん船舶課に貨物運賃を免除してとは言っていないよ。かかる分は支払うんですけども、それを農業支援という立場で支援してくれないか。これ一つですよ、答えをつくっておいてくださいよ。

もう一つ、せっかくさっきから出ている緊急雇用対策であっちこっち草刈りをやっていますよね。それを利用して堆肥づくりができないか、あと1年緊急雇用対策があると聞いています。そして後ほど出る美ら島税のこともかかわってくるんですけども、あれもきっと草刈りが裏ではあると思うんですけども、あと1年緊急雇用対策が使われますので、これで何とかレールがつくれないか、堆肥づくりの。

もう一つ、もう一つは地産地消の話に戻ります。こんな袋、見たことがありますよね。以前、インカのめざめを奨励して、これは21・ざまみなんですけれども、袋、これは1キログラム入るインカのめざめの座間味村の特産品だったんですね。そして今、あちこちで何軒かがインカのめざめをそのまま継承して置いているんですよ。これはキログラム500円で売っていたんですね。キロ500円という非常にいいお金になるんですよ。そしてこれには後ろにレシピがあったりとか、下に販売元、21・ざまみと書いているんですけども、私たちはよく沖縄本島で道の駅とか、最近、糸満のファーマーズとか、たくさんあちこちではやっていますけれども、あれは全部生産者の名前が打たれているんですね、ネギにしろ、芋にしろ。あれをぜひ、これを一つはさっきの話に戻りますけれども、奨励させてほしいのと、そこに生産者の名前を書いてもらえれば、例えば金城勝英とか生産者を書いてもらえれば、本人も喜ぶし、ファンができると思うんですよ、持って帰ってから。そういったこの3つの仕組みについて、どうぞまたお答えをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

まず一つ、ジャガイモとかそういった注文を取りまとめるという話に関してですけど、今、座間味村では一応農業関係で店を持っている人もいますよね。その辺と漁協もほんとに協力をしてきたらほんとにいいものだなと思ってはいます。窓口になる、取りまとめるということは、この辺についてはもうちょっと研究させてください。

それと緊急雇用で、そういったことができないか、堆肥づくりの話です。緊急雇用は一応締め切っていて、来年の堆肥づくりは緊急雇用ではできません。焼いた草の話は、緊急雇用では堆肥づくり…、草を刈ることはできますけど、堆肥まで運ぶということは不可能だと思います。

インカのめざめの生産者の名前については、この辺は検討させていただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

補足をさせていただきたいと思います。まず1点目の船賃に関する減免等は言いませんが、そういう安くできる環境ができないかという話もございしますが、この辺に関しては確かに大城議員がおっしゃるように農業の振興の上では金額が高い堆肥であったりとか、種芋というのが一つのネックになっているというのは承知しております。先ほど課長からもございましたが、現に今そういう仕事をしているお店があるということも踏まえて、行政がどういう形でかわれるのか、あるいはお手伝いができるのかというのは、いま一度検討をさせていただきたいというふうに思っております。

それから雇用対策での話は課長からもありましたが、緊急雇用対策で刈った草を堆肥に活用できないかと、これは非常にありがたい話であります。去った何日でしたか、二、三週間前に漁協のほうからも堆肥づくりについての勉強会をしてみたいという話もありましたし、漁協がやるのかどうかという意味ではなくて、そういう話もあったものですから、その中でもいろいろ私たちがお手伝いができる部分がないのか、そのときにその除草した草を、刈った草を使うことができないのか、それも含めて検討させていただきます。雇用対策でできないという話ではございましたが、もう一度雇用対策の内容を確認してみまして、それをまた改めて御報告を申し上げたいと思います。

それからインカの袋ですね、これはたしか私が役場にいるところに役場の補助事業でつくらせた、役場といえますか、交付金事業でつくらせていただいて21・ざまみに譲渡したといえますか、活用してもらった経緯を覚えておりますが、こういうパッケージも非常に観光客にとってもいい内容だと思うんですね。あるいは商品の紹介も含めてですが、これもすぐできるかどうかというのはお答えはしづらいところがございますが、最近はいろいろな交付金事業であったりとか、補助メニューはいろいろ出てくると思います。あるいは国の政策の中での一括交付金事業の中で、この3点についての私たちがお金を取ることができるのかどうか、そういうのも含めていろいろと検討させた上で改めて御報告をさせていただきたいと思いますが、いずれにしてもいい御提言でございしますので、前向きに検討させていただきたいと思います。以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

私、今の村長の答弁のように半分は提言という形で聞いていただければと思います。突っ込んで足を引っ張ろうなんて思っていないので、それでなぜさっきから繰り返すようですけども、なぜ今の時期なのか、喉元過ぎればというのがありますから、ぜひまた来年のおじい、おばあちが生き生きしている農業のシー

ズンの始まりには、いい形ができてるように期待しております。特に堆肥づくり、この話も永遠、昔からあるんですけども、今回、草刈りの人たちがいるから、このチャンスを逃したら、わざわざ堆肥をつくるために草を刈るなんて難しいですよ。それをほんとにあわせてお願いします。水産業も含めてなんですけれども、観光産業を支えるのはどこに行ってもいい観光地にはいい産業が、いわゆる第一次産業があるんですね。それをいわゆる相乗効果を出すためにも、ぜひこういった生産者を育てて、村長が目指す地産地消と特産品づくりに推進していただきたいと、そして観光と農林水産業の相乗効果を図っていただきたいと思って、この1番目の質問を終わります。

次、2点目、阿真漁港の整備について。村内5港の中で、5港というのは座間味、阿嘉、慶留間、阿佐、阿真、5港の中で阿真港の整備が遅れております。同港の改修については、これまで阿真区から再三要望があったと思いますが、その考えをお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

阿真港については、港湾、漁港でもなく、村管理、その他の港の位置づけになっております。この前、再三港の改修を県と調整して要請しましたが、実現しておりません。今後は阿真区の意見を聞きながら、改修の方法について国や県と調整していきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

「検討していきます」、阿真港はですね、わかりますよ、防衛施設局の基地周辺整備事業で昭和58年に事業完成となっております。この間、総務課長と一緒に資料を調べたら昭和58年ですね、何と27年たつんですよ。27年間一度の改修もされずに毎年のように阿真区の初会で取り上げられています。そして、今さら阿真区民から要望を聞きというのはもうないと思えますね。ちなみに座間味や他地域とのこの港の整備状況というのは、もう目に見えてほんとに返す言葉がないぐらい重々わかっていると思えます。おもしろいデータをここで比較してみましようね。座間味港の船揚場、東・西にありますけれども、東側の船揚場が幅70メートル、うち10メートルはレールが引かれているので、利用できるのが60メートルある、60メートルね、東が。西側も同じように60メートルの船揚場なんです。阿真港、たった20メートル、2スパンの。そこの船揚場の上に港内に係留できない船が詰まっているんですね。そして座間味港の岸壁、ポンツーンもあって岸壁も東・西、真ん中にありますけれども、これは私の力では測定不可能なぐらい規模は大きいです。阿真漁港の岸壁、15メートル弱。阿真漁港の係船設備の規模、延長15メートル弱の岸壁、そして南側の防波堤の内側に人が乗りおりできる、いわゆる階段があるところが20メートルなんです、延長。ところが片側15メートル弱の岸壁に20メートルなので、ここに縦づけしているから、その外側しか使えないんですね。わかりますか。外側しか使えない、20メートルのうち。ということは10メートルしか使えないんですよ。そこにピークのときには船を横づけして乗りおり、さらにその船に横づけして乗りおり、そしてこのような天気には港内で旋回すらできないです。そこでこの小さい、ちなみにじゃあ港内の面積、実測してきたんですよ、1,400平米。109番地、役場が建っている住所のこの地積、阿真漁港が1,400平米、ここが1,389平米、この宅地と同じぐらいの港の規模に12隻のダイビング船、無人島渡し船、漁船、その他、ごめんなさい、13隻あるんですよ。もちろんこれだけで係留できないし、これだけでは船も接岸できません。そして、余ったのが20メートルの船揚場にあると。まずこの現状、どう思いますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

確かに阿真港は規模は小さいと思います。かといって港湾の予算でやるというのも、港湾課も厳しいもので、調べたら漁港でやると漁船登録が20隻であれば改修可能という話は伺っております。その辺の関連から漁船登録の船を20隻ぐらい集めてきて、写真も撮りながらその辺の一番の漁港として解決したほうが一番いいのかなと思っております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

村長はどう思いますか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

そうですね、今のお話からしますとといいますか改めて思いましたが、やはり船の数に対して港にとめる場所が少ない面積といいますか、延長が少ないような気がします。さらに阿真に住んでいながら座間味の港を使っている人たちがいるという現状も踏まえたと、その方々が阿真の港を仮に使いたいという話になった場合、その辺はやはり改修する必要があるのではないかというふうには考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

それで国や県に要望するという話を、まだ永遠に続けていくんですか。先ほどから言っているとおり、私、一つの提言もあります。あの港の、いわゆるビーチがああ防波堤の内側、石積みなんですね。それから陸地側の海側の岸壁というか、その下が石積みなんですよ。その2つの石積みの内側にパイルを打つか、H鋼を打ち込むかなりして、げた履きの仮設バースができないかというのを、まずもう一度現地の人たちと相談してもらえませんか。それで、並行して県や国へというよりも、もう一度防衛施設局に、防衛施設局がつくっているものですから、並行してそれにアタックをしていきませんか。もしなでしたら、議会でその意見書を出してもというぐらいの力ですね、その一つ27年間取り残された阿真港の整備を要望していきたいと思うんですけれども、もう一度村長の考えをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

先ほどの件に続きまして、御提言ありがとうございます。まずは、私どもの財政状況の話は、細かい話はさておきまして、財政早期健全化団体に指定されているという状況から、大きな事業を行おうとする場合には財政健全化計画の見直しを行いつつやらないといけないという大前提があるということをお承知いただきながら、先ほどの御提言に関してはどれだけの事業費がかかるのかということからまず始まると思います。そんなにかからないのであれば、いわゆる健全化計画の中で、軽微な変更の中でできるのであれば、それはいいことだと思いますので、まずその辺から入りたいと思うのと、先ほどの御提言、もう一ついただいた防衛施設局でつくったということですから、防衛施設局でいいんじゃないかという、そこでもう一度改修したらというお話がございしますが、私が村長に就任してからは詳細の漁港区域として、あるいは港湾区域での

整備としてという調整を細かいところは私はまだ行っておりませんので、その港湾、あるいは漁港、あるいは防衛、いろいろな角度からいろいろなセクションに、県のほうの、あるいは国のほうの、話をさせていただいて、費用対効果、あるいは補助額の補助率の問題とか、そういうのを踏まえてどこが早くできるのかというのを踏まえた上でまた財政健全化にさらにかけますが、その中で改修を行う方向で検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

もちろんあれも村の管理ですし、村の財産だと思います。港の管理者として、それから阿真の利用者の十分な係船スペース、そして十分な白地、そういったものを確保することが、いわゆる事故の未然防止になりますし、港の管理者としての顔も立つと思います。それから隣には阿真ビーチがあるし、そこの沖は非常に潮流が速いんですね、そこでもしものことがあったら、そこからは出動要請をする場合もないとも限りません。そういったいろんな観点から完成から27年間、ずっと見捨てられたような地域の人たちの要望にこたえられるように、ぜひ努力していただきたいと思います。この点は終わります。

次は3点目、観光振興策についてです。この観光振興策ととらえているのは、次のしーぶん券の話なんですけれども、しーぶん券のしーぶん商品券実施要綱で経済対策と観光振興対策とありましたので、これで今、ちょっと質問をさせていただきます。10月1日から、先ほど総務課長が11月20日と言っていたので、11月20までの間、実施された「しーぶん商品券事業」の目的と、それに投じた経費及び効果についてお伺いします。それからまた今後の観光振興策について、伺いたいと思います。まずはしーぶん券のこと、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

しーぶん券については、総務課の企画のほうで担当していますので、私のほうから答弁させていただきます。まず、このしーぶん商品券事業を実施した背景ということなんですけれども、これについては午前中の質問にもあったかと思うんですが、世界的な不況とか、新型インフルエンザの発生等によって、去年かなりの観光客の落ち込みがありました。それを受けまして、村の主要産業であるところの観光産業に対する、これは村独自の経済対策として実施してきたものであります。実はこの事業については、昨年度の国の経済対策事業が活用できないかということで国のほうに照会をしたんですけれども、そのときの対策ではハード事業以外はだめだということだったものですから、村独自の予算を充てたところでありました。

それと経費の件なんですけど、商品券の費用として500万円、また、その他PRのためののぼりの作成とか、印刷費等の経費として、まだこれは精算は終わっておりませんが、予算上は45万円の経費を計上しております。

あと、効果の件なんですけれども、これは先ほど金城弘昭議員にも答弁したんですが、現在、参加登録をいただいた事業所とか、アイランダーズメンバーを対象にアンケート調査を行っておりますので、その辺のアンケートがまとまって分析をした後に、また改めて報告をさせていただければと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

観光振興についてです。今後の観光振興策について、世界的な不況等により沖縄県の観光入域客は減少傾向

にあり、本村においても昨年に続き観光入域者が減少して厳しい状況が続いております。観光の振興としては、まず本村の環境保全を図ることが第一と考えております。その他、観光振興のために何が必要か、商工会などと協議して行っていきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

ありがとうございます。とりあえず、しーぶん券の話からやりましょうね。500万円プラス45万円、しーぶん券の印刷費とか、その45万円の中に含まれているんですね。そして土日のたびに職員が那覇に出ていると思いますけれども、それも含まれているんですか。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

この先ほどの45万円は、事業費のみで職員の旅費は入っておりません。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

幾らかかったんですか。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

今ちょっと手元に詳細なデータはございませんけれども、約10万円程度はかかったと思います。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

555万円ぐらいかかっているんですね。さて、その効果なんですけど、その前にその目的、経済対策とか、観光振興とか、いろいろちょっと漠然として余りわからないんですけれども、どんなですかね、座間味村に行くという人、これは大半の声なんですよ、村民の声ね。座間味村に行くという人が座間味村の観光に行くために、向こうで切符を買う。切符を買うときに、一泊すれば使えるという500円、2枚もらったりとかするのを、それが一つにはその誘客効果があるのかどうか。誘客がまずは先じゃないかというのが非常に大半の声です。なるほど私も聞いたらそう思うなと。そして、さっきから話が出ている旅行社、旅行社のクーポンで来る人、クーポンで来る人は全部島にはほとんどお金、現金を落とさないで行く人なのに、これをあげると、もう決まっているんですね、食堂に行くか、スーパーで何かを買うか、ほぼ行く先、使い道が限られてくるんです。現金で民宿に行くという人は、民宿でこれを使うかもしれませんよ。それって、その使い道がある座間味はいいんです、阿嘉は少しどんどん少なくなっている。慶留間になると、果たしてどうなのか。それで「使わないから、これもうおじさん、もらって」と言う人が過去には何名かいたと聞いています。そういったのが結構その事務所で、那覇の切符販売所でばらまきになっている部分があるということですね。それで、村内事業所の中でも同じ観光事業者、同じ小さいのぼりを立てている中でも、これはもったいないのに。さっきの港に、港の話に戻ると、特に阿真からはなぜこれがあるの、港の整備したほうがという話もあるぐらい。もうそれは全然論点が違うから、私は聞いても聞かないふりをしてはいるんですけどね。それが単費の555万円ぐらい、ほんとに使ってそれぐらいの効果があったのかどうか、ぜひ次の観

光振興策に兼ね合うんだったらもっとすぐにあらわれなくても投じた金はキャンペーンに使ったほうがいいんじゃないかと私は思います。それで、次は…、しかしこれは効果がまだアンケートの回収ができていないので、わかっていないからこの程度で終わりますけれども。

次、観光振興策の話なんですけれども、先ほど来出ている船舶課の検討委員会全員の人もぜひ呼びかけて、観光を一つに庁内一体となって振興策を図っていただきたいと思います。というのは、村民とももちろん行政、議会の皆さん、一つになって観光というこのキーワードが、ほんとに一つ、さっきの農業水産業もそうなんですけれども、結びついているかという、まだまだ薄いと思います。ぜひ、例えば観光の日とか、久米島がやりました。それから何とか村宣言、観光の村宣言でもいいし、ひとつ行政とか議会が一つになって、そして職員も一つになって、もう一度観光を前面に打ち出すための例えばキャンペーンをするんだったら、県外の公共施設を安く利用して官民共同体制でパネル展をやるとか、そういったものを展開したらどうかと思います。

それから先ほど来、話が出ているネット村民、あれも勢いがどんどん下がってきたんですね。ところが下がってきて今、1,600人でとまっていると思います。それをどうにか、もう1回あの人たちに1,600名でとまっている、すごい財産なんですよ、あの会員は。あれをもう一度、呼び戻すようなリピーターを逃がしたら大変ですからね。そういったのもぜひ克服して、船舶課、民間、商工会、役場と一体化して観光振興策をリセットしてみてください。村長が言っているように、まだまだ魅力ある村だから、また訪れたいというようなことも旗だけ揚げて、のぼりだけ揚げて飾ってもほんとに意味があるのかということで、ぜひ来年からキャンペーン費用を強かに組んで前向きにどこの村にも負けないような観光地を目指して健闘をお願いします。「健闘」をお願いします。「ケントウ」というのは、私は意味が違いますよ。御「健闘」を祈ります。これはもうこれでいいです。

次、そばから長いよという話があるので、最後に4点目、第4次総合計画の策定について。村長は、平成22年新春のあいさつ、それから平成22年施政方針の中で、「座間味村は村づくりの未来図である「第4次総合計画」を策定します。」と、述べられております。策定に向けての進捗状況を伺います。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

私のほうから現在の状況を説明させていただきます。第4次総合計画につきましては、本年の去った9月なんですけれども、庁内において若手の職員を中心としたメンバーで座間味村第4次総合計画策定準備会議というのを設置しました。その中ではまず、この総合計画の新たな策定に向けての内容構成等についての基本となる部分、いわゆる骨組みについての作業をしてもらって終わりました。11月30日に村長へこのメンバーのほうから報告があったところであります。今後、これをもとにして肉づけをしていきたいと思うんですけれども、現在このメンバーでつくった計画の骨組みが何か足りないものはないのか、これは要らないものがあるんじゃないとか、いろいろ検討した上で本格的な計画の策定については次年度に計画をしております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

すみません、その村長が言った「第4次総合計画を策定します」と述べられています。その後にもまた「合併をせずに、地域のことは自ら決める」というのが私の皆様へのお約束です。今後の座間味村の道しるべとなる総合計画を、村民の皆さんとともに作り上げたいと願っておりますので、どうかお知恵を拝借

できますようお願いいたします」とも述べているんですね。今は、庁内の若手を中心に準備会で、それが村長に答申があったと。それで、前回の第3次総合計画、きのうお借りしたのをコピーしただけですよ、頭だけ。これは平成13年の3月の議会で、これは承認をもらっているんですよ。それで平成13年3月からという、来る3月が10年なんですね。総合計画は、村のこの先10年のいわゆるビジョン、1年先、1年延ばすということですか。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

御指摘にありますように、確かに10年スパンで策定するものだと思いますけれども、本来ならば平成22年度中につくって平成23年度からスタートするのが一番ベストだと思いますけれども、やはりちょっと取り組みが遅かったというのは反省していますけれども、やはりいいものをつくっていくためにも、いろいろな人の意見を聞くためにも1年ずれたにしても、いいものをつくっていききたいというふうに考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

もうここまで来てから、来年の3月というは無理です。無理だと思います。まず、「皆さんとともに作り上げていきたい」と、それから「どうか村民のお知恵を拝借できますように」と述べられているとおり、この総合計画にはこの先10年の村のビジョンですから、この頭角ではないですか、美ら島税の村民との意見交換会のときに村のビジョンが見えないというような話も耳にしたんですね。だからもちろんこれがあると、この先…、この中にはちょっと読み上げましょうね。中には「教育、交通、道路、土地利用、環境、水、ごみ、福祉」駐在もいますから「保安」そして「観光を含む産業」などなど、多岐にリンクするんですよ。いろいろな計画、いろいろな国へ、県へやるときにこれを持っていると強みになるんですね。だから、もちろん村民それぞれだけに私たちの意見も拝聴しないといけないから、ぜひ策定委員会ですか、策定検討委員も、また「検討」が出ましたね。策定審議委員会なるものを早目につくって、いろいろな人たちから聞いて、この先10年の、いわゆるビジョン、虫の目、鳥の目になり、いいのをつくっていただきたいと思います。もう一度、課長、村長でもいいし、どういった何ていうのかな、サブタイトルかテーマがあるのか、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

申しわけありません、ちょっと資料を事前に準備してなかったんですけども。先ほどの準備会議ですね、7名の職員で作業をしてもらったものです。大まかなところだけ、タイトルだけを読み上げますと、「楽園座間味 第4次座間味村総合計画」サブタイトルが「住みごごちのいい村」「観光客がまた訪れたい村」「豊かな地域資源が永遠に守られ人と環境が共生する本当の楽園をつくる島を目指して」というサブタイト

ルになっています。4つのブロックに分かれていまして、まず「人・郷土愛あふれ人の力が生きる島」、2番目に「産業・希望と幸福感にあふれる島」、3番目に「暮らし・支え合う安らぎの島」、4番目に「環境・美しい自然と生活が共存する島」ということで、あと細かくたくさん分かれていっておりますので、後ほどこれは提供させていただきます。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

すばらしい体系だと思います。これをぜひ、もちろん庁内を含めて村民を代表するメンバーで構成して策定審議会なるものをつくって、いろんな人たちのいい提言をもらって、いいビジョンにしてもらいたいと思います。これで私の一般質問を終わります。

○ 議長（中村秀克）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

日程第6．報告第8号 専決処分についての報告を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

よろしく申し上げます。

報告第8号

専決処分について

議会の議決すべき事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

- 1 専決処分した内容 南部広域行政組合同規約の変更について
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成22年12月1日
- 4 専決処分の理由 南部広域行政組合の加入市町村数の増減等の規約の変更については、地方自治法第180条第1項の規定により、長において専決処分できるよう昭和55年12月の議会において議決されており、そのため専決処分した。

平成22年12月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

以上でございます。よろしく願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

以上で報告を終わります。

日程第7. 議案第52号 平成22年度座間味村一般会計補正予算（第4号）についてから、議案第56号 平成22年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの説明を求めます。宮里 哲 村長。

○ 村長（宮里 哲）

議案第52号

平成22年度座間味村一般会計補正予算（第4号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求めます。

平成22年12月16日提出

座間味村長 宮里 哲

平成22年度 座間味村一般会計補正予算（第4号）

平成22年度座間味村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92,544千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,316,169千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成22年12月16日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税		757,407	90,608	848,015
	1 地方交付税	757,407	90,608	848,015
12 国庫支出金		24,782	28	24,810
	1 国庫負担金	17,314	28	17,342
13 県支出金		79,620	456	80,076
	2 県補助金	38,037	456	38,493
18 諸収入		10,258	1,452	11,710
	4 雑収入	10,253	1,452	11,705
歳入合計		1,223,625	92,544	1,316,169

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		260,952	3,985	264,937
	1 総 務 管 理 費	230,481	1,601	232,082
	2 徴 税 費	15,346	2,384	17,730
3 民 生 費		129,648	56	129,704
	2 児 童 福 祉 費	21,211	56	21,267
4 衛 生 費		123,566	33,101	156,667
	1 保 健 衛 生 費	86,330	32,311	118,641
	2 清 掃 費	37,236	790	38,026
6 農 林 水 産 費		66,536	1,216	67,752
	1 農 業 費	13,096	998	14,094
	3 水 産 業 費	29,907	218	30,125
7 商 工 費		40,859	308	41,167
	1 商 工 費	40,859	308	41,167
8 土 木 費		107,637	8,033	115,670
	2 道 路 橋 り ょ う 費	18,678	2,202	20,880
	4 港 湾 費	3,440	5,831	9,271
10 教 育 費		151,281	1,455	152,736
	1 教 育 総 務 費	57,049	320	57,369
	2 小 学 校 費	28,832	437	29,269
	3 中 学 校 費	15,137	187	15,324
	4 幼 稚 園 費	24,376	420	24,796
	5 社 会 教 育 費	2,797	91	2,888
12 公 債 費		255,952	44,390	300,342
	1 公 債 費	255,952	44,390	300,342
歳 出 合 計		1,223,625	92,544	1,316,169

詳細につきましては、去った9日に行われました全員協議会で御説明をさせていただいておりますので、割愛をさせていただきます。

議案第53号

平成22年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成22年12月16日提出

座間味村長 宮里 哲

平成22年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成22年度座間味村の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ168,219千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成22年12月16日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付金		79,986	0	79,986
	1 療養諸費	69,463	△3,000	66,463
	2 高額療養費	8,349	3,000	11,349
歳出合計		168,219	0	168,219

こちらも詳細につきましては、全員協議会で御説明をさせていただきました。

議案第54号

平成22年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成22年12月16日提出

座間味村長 宮里 哲

平成22年度 座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成22年度座間味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,698千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172,117千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成22年12月16日
座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		64,222	31,696	95,918
	1 繰入金	64,222	31,696	95,918
4 国庫支出金		26,700	2	26,702
	1 国庫補助金	26,700	2	26,702
歳入合計		140,419	31,698	172,117

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		74,284	370	74,654
	1 営業費	74,284	370	74,654
2 公債費		55,436	31,328	86,764
	1 公債費	55,436	31,328	86,764
歳出合計		140,419	31,698	172,117

議案第55号

平成22年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成22年12月16日提出

座間味村長 宮里 哲

平成22年度 座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

平成22年度座間味村の漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ218千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,360千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成22年12月16日提出
座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		25,857	218	26,075
	1 繰入金	25,857	218	26,075
歳入合計		30,142	218	30,360

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 漁業集落排水事業費		15,150	218	15,368
	1 漁業集落排水事業費	15,150	218	15,368
歳出合計		30,142	218	30,360

議案第56号

平成22年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第3号)について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成22年12月16日提出

座間味村長 宮里 哲

平成22年度 座間味村航路事業特別会計補正予算(第3号)

平成22年度座間味村の航路事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,004千円を追加し、歳入歳出予算の総額を594,153千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第

1表 歳入歳出補正予算」による。

平成22年12月16日
座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		591,144	3,004	594,148
	1 運航収入	561,066	2,358	563,424
	2 営業収益	2,001	646	2,647
歳入合計		591,149	3,004	594,153

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運航費用		347,376	1,000	348,376
	5 燃料潤滑油費	119,530	836	120,366
	9 船費	214,118	164	214,282
2 営業費用		122,531	3,004	125,535
	5 店費	64,518	3,004	67,522
3 財産費		1,004	△1,000	4
	1 普通財産費	1,003	△1,000	3
歳出合計		591,149	3,004	594,153

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

これで提出議案の説明を終わります。

日程第8. 議案第52号 平成22年度座間味村一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

よろしいでしょうか。私、立場上、阿真の集落のほうによく行く機会があるんですけども、最近、阿真区に行くたびに区民の口々から出てくる言葉は阿真港のしゅんせつの話というのが結構聞かれます、私の立場上ですね。それで12ページの阿真港汚濁防止膜設置工事に関して、ちょっと何点かお聞きしたいんですけども、まずこれは今年の3月で予算を組まれて4月から5月にかけて工事を終わらせるというような、たしかお話だったと思うんですが、9カ月たっています。いまだにこれは終わっていないという状況ですね。これは理由をちょっとお聞かせいただけますでしょうか、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

阿真のしゅんせつの件ですよね。まだ終わってないということは、一応区民に説明会をしたんですけど、区民のほうに反対者がいまして、掘るだけではだめだよということで、ブロックを向こうに置かないとできないという状況もありましたので、その調整が…、事務手続上、当初は6月に掘る予定でしたけど、漁協の総会とか、あとサンゴの採捕とか、そういうのがありまして、11月に延びました。11月にもやる予定でしたけど、11月も手続がおくれまして延びております。そして今12月、漁協に協議をしてもらってやりましたけど、しゅんせつするに当たり区民に説明会を行いました。そのときに1人の反対者がいましたので、反対者がいて、反対者の意見としてはしゅんせつの掘る場所の上のほうに土砂が流れてくるのがありますので、そののほうをとめないとしゅんせつできないということがありまして、それでその辺の承諾が得られなかったものですから、今まで延びております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

結論としては、最初は6月ですか、にできなかった理由で、11月にできなくなった理由というのは、いわゆる担当職員、担当課の事務手続の不備ということですよ。それでよろしいですか。事務手続の調整が間に合わなかったということですよ。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

事務手続の調整が間に合わなかったの、そうになりました。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

それが聞きたかったんですよ。11月25日までに工事を終わらせないと第2回目の着手予定日の説明会は、たしか10月31日に阿真の公民館で行われたと思うんですが、その席に私も実際出席をしているんな話、質問も私は実際に担当職員に対しても質問をしました。2回ほど間違いなく11月25日までに事業を、この工事は終わるんですねということを2回確認した上で、2回とも大丈夫です、終わります、間違いなくやりますという発言を、あの公の場ではっきりされていますよね、私が質問した内容ですから。そこでその25日までに終わらせると、あのときに発言した根拠ですね、例えば県のほうにいわゆる岩礁破碎の許可をそのときにもう手続を処理・提出していたのかとか、あと業者に対して契約をそのときにはもう締結して終わっていたのかと、根拠のないままあのとき11月25日までは工事を終わらせないとこの発言したんでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

契約のほうは一応6月にやったんですけど、これから話だけで改定契約は今から工事をやるときにやろうと思っております。それから11月のその件に関しては、ある事業者が「検討する」と言うのを私らが聞き違ひまして、できるという勘違いしたもので11月…、業者は11月には検討やりますというのを私らはで

きるものと勘違いしていたもので、11月にやるということでお答えしました。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

これは大変なことですよ。業者の話を要するに聞き違えたということがあったとしても、やはり区民の前で発言をしているわけですから、これは大変なことだと私は思います。しかも年度は同じ年度内ですよ、7カ月しかたっていない状況で2回同じようなミスをしているわけですよ。これは非常にもう不信感が募るのも当然なことだと私は思います。もうこれはほんとに担当職員の問題もあると思いますけれども、やはりその上には課長がいるわけで、これはほんとに資質の問題を問われてもこれは仕方ないことだと私は思います。この現状を踏まえまして、ぜひ村長のお考えをひとつお聞きしたいと思いますが、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今回のしゅんせつの事業のおくれに関しましては、過去に一般質問等でも宮里祐司議員からも御提言がありましたし、区民の要望も踏まえた上で予算措置をさせていただきましたが、計画通りに実行できていないことに関しましては、ほんとに心からおわびを申し上げたいというふうに思っております。しかしながら、せっかくなつた予算でございますし、これは一般財源でもなくて国からいただいた交付金でございます。この予算を流すと国に返還しないといけないという非常に表現はどうでしょうか、もったいない財源でございますので、確実に執行させていただくように私のほうからは主管課、担当者には強く先日、あるいは先々日も話をさせていただいているところでございます。工期につきましては、改めまして区長ともあさって、区長にも面談の申し入れを担当課長からさせていただいております、その中でちゃんとした工程を再度お示しして、確実に執行をさせていただきたいというふうに考えております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

いろいろな意見があると思いますけれども、やはり阿真区としては長年のこのしゅんせつは要望事項でもあったものですから、やってほしいという意見がもちろん当然だと思います。やはりその調和ですね、しっかりと調和がとれるような、コンセンサスがとれるようなことを一日も早くやっていただきたいと思うんですけれども、では次に着手ですね、いわゆる工事。これじゃあ次、3回目のまた着手の日程になるんですけれども、これはいつからの予定になりますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

一応ですね、漁協の話では12月21日から年を明けて1月10日までと一応なっております。漁協じゃない、契約としては漁協の理事会には12月21日から1月10日までということでした承を得ております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

12月21日から1月10日の間、再度確認しますが、間違いなくできますよね。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

はい、努力いたしたいと思います。努力じゃなくて、期限もありますのでやりたいと思います、やります。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

ほんとにこれ、同じ年度内で3回、今度前代未聞のことになりますよ、これは。ほんとにちょっと心配ではあるんですけどもね。契約だとか、あと一番の問題は県のほうに提出する岩礁破碎の許可の申請だとか許可、これがとれているかどうかが一番の問題だと思うんですけども、これは申請を出しているのか、もしくはもう許可がおりているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

岩礁破碎の件ですけど、まだ漁協から同意書が得られていませんので、同意書が得られ次第、手続申請したいと思います。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

課長、じゃあこれは漁協から同意書がとれなかったらできないということですね、1月10日までは。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

漁協のほうとしては、区民に説明会が終わった時点で同意書をいただきますので、その同意書をいただきまして、すぐ岩礁破碎の申請をやれば3日ぐらいではできるという、岩礁破碎の手続は3日ではできるという話を伺っております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

私は何も足を引っ張るために質問をしているわけではないので、まず大事なのは確実にこれを実行することですね。このしゅんせつを行うことが大事ですので、課長、何度でもやっぱり足を運んで調整をする、これが足りないですね。区民に対しての、やっぱり説明が足りない。今の説明会の開催も直前になって、きょうやります、あしたやります、人が集まるわけがないんですよ。そういうことからもう徐々に徐々にこのうっぷんがたまっていっていますからね。もう課長が足を運ぶしかありませんよ、朝から晩までずっとですね、何時でも。これ、ほんとによろしく願いますよ。もう3回目になったら、ほんとに村長の責任にまでも発展していきますからね、課長。確実に願います。

2つ目に同じ金額の件なんですけれども576万3,000円、これは工事費と同じ、ほぼ同額の額なんですけれども、汚濁防止膜というのはこんなにお金がかかるものですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

最初の契約のときは、汚濁防止はちょっとの部分しかなかったもので、途中で漁協との話し合いの中で、汚濁防止はちゃんと3メートルぐらいつけなさいというものですから、それで見積もりをもらったらこの数字となっております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

私もちょっと詳しく調査はしていないので、どのぐらいが妥当な金額かというのはちょっとわからないんですけども、工事費と同じ額、ほぼ同額かかっているものですから、ほんとにこんなにかかるものかなというふうにちょっと疑ってしまうわけですね。例えばもう時間がない、1月10日までに終わらさないといけないから、何倍、数倍高くてももうこれをやるしかないということで一般財源から570万円余りの補てんするようなことはないですよ。これはちなみに随意契約ですか、いわゆるその業者に投げた金額、業者から出した金額ですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

これは業者が提示した金額です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

つまり、じゃあ言い値ですよ、妥当かどうかかわからないですけども、言い値ということですね。わかりました。ちょっと私、個人的にも詳しくは調べてみますけれども、これが妥当かどうかというのは、また後日ちょっと調整したいと思っています。

では11ページです。畜産費です。畜産費9万円、これは何の目的の費用でしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

これは畜産を営んでいる人たちの本島に出す送料を奨励して計上しております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

課長、できるじゃないですか、ちゃんと。これは6月に私が一般質問をして半年でできていますよ。課長、評価します。

では次、13ページです。教育費になるんですけども、児童生徒交流施設の需用費の消耗品34万円、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

お答えします。これは児童交流センターの寝具類の購入費として計上しております。現在、掛け布団と敷布団、そういうのがない状況ですので、その辺をきちんと用意して宿泊者にこたえていきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

私、自慢するわけじゃないですけども、座間味村の中で一番公共施設の宿泊施設を利用しているほうだと思うんです。先々週も私は泊まりました。腰が痛い、寒い、これが率直な意見だったんですね。自分でも寝袋を持ち込んで座布団を何枚か敷いて腰当てをして寝るような状況だったんですけども、私らだけならよかったんですけども、その後にオリンピックの日本代表の選手が入ってきているわけですよ。そういう状況で、日本代表を何ていうんですか、迎え入れるというのは非常に何ていいますか気の毒で、私、自分の身分を明かせないまま、そのまま退所してきましたけれども、これは何組、購入予定ですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

50組、購入予定です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

定員分ですよ。泊まりの定員分ですか。定員は90。50組ですね、はいわかりました。できればこれは定員分ですね、今後ちょっと頑張ってください。あと布団の厚みですね、ある程度あるものをぜひ入れてください。ほんとに腰ヤミーして大変です。よろしくお願いします。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

先ほど、宮里議員が質問しておりましたが、港湾管理の中で12月21日から1月10日の間に工事ができるという話がありましたけれども、これは渡嘉敷村の漁業組合も座間味村の漁業組合も両方、港湾の同意が必要なんです、総会事項なんです。それは、承認はもらっておられますか。それがなかったら県の岩礁破碎もオーケーは出ませんけれども、あなたは3日で出ると今言いましたけれども、これは大丈夫なんですか。宮里議員の言うように、村長はほんとに逆に言えば阿真からもう二度と来るなどと言われるぐらいの事になりますよ。阿真で説明会をやったから、はい漁協に持って行って、はい同意書くださいでは通らないことなんだけれども、その辺は大丈夫ですか。もう総会を終わって、岩礁破碎の承認はおっていますよね、渡嘉敷村も両方。いつの総会でやっているんですか、教えてください。大事なことよ、これ。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

渡嘉敷村の総会にて、許可をいただいております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

あと渡嘉敷村と座間味村、両方共同してやるので、普通は今まで私が漁協に勤めていたときに岩礁破碎の件は、座間味村がやる分に関しては座間味村の総会だけでいいということになっているんだよ。オーケーで向こうは印鑑を押すと、向こうで出すものをこちらが反対してもだめなんですよ、渡嘉敷村内のものは。そういうふうにしてお互いルールを決めてあるので、その辺もちゃんと手続をして、それでそうすれば1年とか、2年とか、いついつやるじゃないんですよ。逆に言えば、岩礁破碎をここからここまでやるという緻密な図面を書いて、これでやっていいですかということだけを総会でもらってください。そうしないと、日を決めてやると、さっき見たらいついつからいついつまでとかやってしまうと、その期限を過ぎたらまた新たな手続上のものが必要になるので、今からほかのところにももしかしたら出てくるかもしれないので、参考のためにとにかく前もって詳細な図面をつくって、このとおり岩礁破碎したいと思いますということで何ていうか、漁協の理事会、その後、総会ということで承認をもらうようにしてください。その件に関しては、もらっているということなので大丈夫だと思いますけれども、一つだけちょっと教えてもらいたいのがあるんですよ。

道路維持費の中に道路しゅんせつ改良費、この中に土地登記委託費というのがありますが、これほどこの何をやったんでしょうか、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

これは今度、年を明けてからやる県の工事なんですが、阿佐の護岸の道が登記されていないものですから、この登記は村がやらないと、村の土地として登記しますので、その登記料として委託計上しております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ということは、これは阿佐の工事と今言いましたけれども、言葉は悪いのかな、旧部落と新部落をこう、それもあの角の工事だと思うんですよ。あれだと思うんですが、ということは今年これを計上されたということは、今年の内ですべての工事を開始して完了するという予定になっているんですか、その辺をちょっと。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

この阿佐の件に関しては、県の発注の工事で2月から約120メートルですけれども、2月から県としては繰り越しになるとは言っていましたけれども、半年ぐらいかけて実施する予定となっております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これは今度、補正で入っているわけですが、ということはこれも逆に言えば工事が終わってからでなければ、支払えないわけだから、これも繰り越しになるのかな、予定としては。

○ 議長（中村秀克）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

この土地が未登記になったものですから、だから村として測量会社に委託をして、その委託料なんですよ。この道を登記しないと工事できないものですから、とりあえず登記をさせて工事をさせたいと思いますので、繰り越しにはなりません。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

阿佐区ですね、村道座間味・阿佐線がもうできないということで、非常に何か怒り心頭みたいなので、せめてここだけでも早くやるようにと前から議員団も一緒に行ってやっているので、早目にスムーズに行くようにさせてくださいね。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

少しだけ時間をください。総務課長、この総務費の旅費、孀恋1名、後ろに総務省2名というのがありませんか。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

総務費の補正予算書類の9ページになります。一般職の普通旅費24万5,000円を計上してあります。孀恋1名8万9,000円というのは、姉妹村であります孀恋村へ村長が来年、教育委員会の子供たちの日程に合わせて訪問するということになっておりまして、職員1名随行したいというふうに考えております。さて、総務省2名7万8,000円掛ける2なんですけれども、これはこれから出てきます議案第59号、議案第60号とかに付随するものです。条例が通ったらの話なんですけれども、それがありましたら一度総務省へヒアリングがありますので、そのための経費です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

孀恋村ではないわけだね。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

違います。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

はい、わかりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

すみません、先ほどの宮里祐司議員の一般会計の質問の中で、うちの課長のほうから発言があった点、一部削除を願いたくてお願いをしたいと思います。今までできなかった、しゅんせつができなかった理由の中で、1人の反対者がいたという発言がございましたが、これは全然別口の話でございまして事務手続がおくれたというのが本来の後で発言をし直しておりますが、ということでございますので、その部分の「1人の反対者」という部分の削除をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号 平成22年度座間味村一般会計補正予算（第4号）について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第52号 平成22年度座間味村一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第53号 平成22年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号 平成22年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第53号 平成22年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10．議案第54号 平成22年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号 平成22年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第54号 平成22年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第55号 平成22年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号 平成22年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第55号 平成22年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第56号 平成22年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

1番 大城 晃議員。

○ 1番(大城 晃議員)

職員手当67万5,000円、7ページです。これはいつからいつまでで、那覇と座間味で使うものですか、これは。

○ 議長(中村秀克)

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長(野崎 康)

ただいま職員手当の3番の時間外手当、これは那覇と座間味の5名の人数、期間は12月から3月までですけど、これはこれまでいろいろ予算がなくて支出していないのもあります。それも多少は入ります。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

これは、今月の12月から3月までを見込んで計上しているんですか。今まで、4月から11月のものはサービス残業ですか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

これまでの7万8,000円の支払い済みで、あとは予算不足で支出できなかったものだと。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

船舶は大事なところで、365日、しかも早い時間から出勤していると思います。せめて時間外手当でも上げないと法に触れるかもしれませんので、ぜひ主管課長、そして村長もそこに少し気を配っていたほうがいいと思います。私は、できればもちろん職員の士気の高揚と、そしてあそこに行けばいつも使われてと言われたら、ここから行く人もいませんからね、そういった意味では職員のローテーションがうまくスムーズにいくような体制にもつながると思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

8ページの船舶改良費の中でマイナス100万円になっているだけでも、船舶解体工事、これは「たかつき」のことだと思うんですけども、解体費が全く使われないということはどういう状況になっているのか、教えてください。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

今の質問8ページ、実は「たかつき」は今、佐敷のほうに一時預かりという船を売却するまでということで、購入予定の方は決まっておりますけれども、まだ取りに来ていないということでお願いして、ほかの方にもお願いをしているところで。今回、当初は売れないから解体したほうがということで皆さんの承認を得て予算化したんですけども、その後いろいろ話をしたら買い手がいるからということで、一時私のほうで預かるよということで、できるだけこちらも経営も赤字経営ですから、10万円、20万円でもほしいからということで、じゃあすみませんがお願いしますということで、今、一時預かりで、買い手は親子で実際現場を見て、購入するというので話はつけてあるみたいですけども、まだ何か伊江島のほうの方が買うということで情報は入っていますが、まだ取りにきていないということです。こっちではもうこの予算は使えませんから、先ほどの組み替えにいろいろ使わせてもらっています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

使わない、100万円浮きました、幾らで売る予定になっているんですか、これは。売れた場合には、こちらの収入になるんだけど、それとも有限会社沖縄造船の収入になるんですか、この辺はお願いします。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

売れた場合は村の収入となります。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

いや、売れるまでの預かり賃はどのぐらい払うんですか、それはゼロでいいんですか、それともまた日割りで一日幾らで計上するんですか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの質問、先方からはそういう話はなくて、こちらとしても向こうとそういう考えを理解しているなというふうに思っていますので、これを強く説得ですね。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

前議長の恐らく向こうから来ているはずなので、よく知ってはいるんですけどね、その業者の社長はね。だけど、ただでずっと預かってくれるということはないと思いますので、その辺はちゃんと話をして預かり証の契約なり、ちゃんとしておいたほうが私はいいと思いますので。以上。

○ 議長（中村秀克）

質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号 平成22年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第56号 平成22年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第57号 座間味村消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてから、
日程第14. 議案第58号 座間味村消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例につ

いてまで、提案理由の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それではよろしくお願いたします。

議案第57号

座間味村消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村消防団の設置等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求める。

平成22年12月16日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

消防組織法の改正に伴い適用条文を改正する必要がある。これが本議案を提案する理由である。

座間味村消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例

平成22年12月16日

条例第19号

座間味村消防団の設置等に関する条例（昭和53年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中、第15条第1項 を 第18条第1項 に改める。

附 則

この条例は、平成22年12月17日から施行し、平成18年6月14日から適用する。

議案第58号

座間味村消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求める。

平成22年12月16日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

村における消防力の強化のため、団員の定数を増員するため条例を改正する必要がある。また、消防組織法の改正に伴い適用条文を改正する必要がある。これが本議案を提案する理由である。

座間味村消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例

平成22年12月16日

条例第20号

座間味村消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和53年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条 第1条中、第15条の2及び第15条の6 を 第19条及び第23条第1項に改める。

第2条 第2条中、25人 を 35人 に改める。

附 則

この条例は、平成22年12月17日から施行し、平成18年6月14日から適用する。
ただし、第2条の改正規定については平成23年4月1日から施行する。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○ 議長（中村秀克）

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第13．議案第57号 座間味村消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてから、
日程第14．議案第58号 座間味村消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

これから質疑を行います。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

議案第58号ですか、定員が、団員の定数が25人から35人にするということで、多分これは阿嘉・慶留間のほうにふやすということではないかと思っで喜んでいるんですが、ついこの間もぼやがありました。私たちが前から言い続けているように、火事が治まってから座間味から来ても間に合わないから、何とか消防団員をふやしてくれと数年来言い続けてやっと定員をふやすということができたわけですが、団員の定員数10名ふやすことなんですが、これはどういう人たちを主に団員としてふやすのか、採用していくのかというか、加わってもらうのか、その辺総務課長、計画がありましたらお願いします。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

まず10名をどこにふやすかという話ですけど、金城議員がおっしゃったとおり座間味島のほうは役場の職員が相当数おりますので、この10名の内訳は相当の数は阿嘉・慶留間の人たちにやっていただきたいな

というふうに考えています。その団員のメンバーなんですけれども、過去には区の区長とかが団員だったということを聞いておりますので、ぜひ区の責任者である区長には入っていただきたいですし、実際の消防の活動となりますと、やはり若い人たちの力のほうがいいと思いますので、そういう若い人たちに積極的に団員に加わっていただきたいと思いますので、年明けぐらいから募集を始めたいというふうに考えています。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これは、消防団員になるということは、いずれいろいろ訓練も受けると思うんですよ。だから、そういう組織を利用して犯罪防止とかにも、見回りとかですね、防火、防災の意味でそういう仕事もやって何とか有効活用ができるようにやってください。やっと念願の消防ためには、阿佐にも十分寄与できるということで非常に喜んでおります。私は賛成します。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号 座間味村消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第57号 座間味村消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから議案第58号 座間味村消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第58号 座間味村消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第61号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第17. 議案第63号 座間味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例についてまでの提案理由の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

議案第61号の説明をします。

議案第61号

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求める。

平成22年12月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例が、平成23年4月1日から一部改正施行されることに伴い、特別職の職員で常勤のものとの均衡を図るため、条例を改正する必要がある。これが本議案を提案する理由である。

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

平成22年12月16日

条例第23号

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和47年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条別表第2（第5条関係）中、固定宿泊施設に宿泊しない場合には乙地方に宿泊したものとみなす。及び 宿泊料については、表内の宿泊料を上限として実費支給とする。を削除する。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

議案第62号

特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求める。

平成22年12月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例が、平成23年4月1日から一部改正施行されることに伴い、特別職の職員で非常勤のものとの均衡を図るため、条例を改正する必要がある。これが本議案を提案する理由である。

特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

平成22年12月16日
条例第24号

特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項別表第2（第3条関係）中、固定宿泊施設に宿泊しない場合には乙地方に宿泊したものとみなす。 及び 宿泊料については、表内の宿泊料を上限として実費支給とする。 を削除する。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

議案第63号

座間味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村職員の旅費支給条例の一部を改正することについて、議会の議決を求める。

平成22年12月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例が、平成23年4月1日から一部改正施行されることに伴い、職員との均衡を図るため、条例を改正する必要がある。これが本議案を提案する理由である。

座間味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例

平成22年12月16日
条例第25号

座間味村職員の旅費支給条例（平成元年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第17条、第18条第1項別表第1（第17条、第18条関係）中、固定宿泊施設に宿泊しない場合には乙地方に宿泊したものとみなす。 及び 宿泊料については、表内の宿泊料を上限として実費支給とする。を削除する。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

○ 議長（中村秀克）

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第15．議案第61号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第17．議案第63号 座間味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第61号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから議案第62号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第62号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから議案第63号 座間味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第63号 座間味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第18．議案第59号 座間味村美ら島税条例の制定について及び日程第19．議案第60号 座間味村美ら島基金条例の制定についてを一括議題といたします。両案についての提案理由の説明を求めます。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それではよろしく申し上げます。

議案第59号

座間味村美ら島税条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村美ら島税条例を制定することについて、議会の議決を求める。

平成22年12月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

本村の環境の美化及び保全に要する費用に充てるため、地方税法第731条第1項の規定に基づき、座間味島、阿嘉島、慶留間島及び外地島へ入域する者に法定外目的税を課するため、条例の制定が必要である。これが、本案を提案する理由である。

座間味村美ら島税条例

平成22年12月16日

条例第21号

（課税の根拠）

第1条 村は、環境の美化及び保全に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という）第731条第1項の規定に基づき、座間味島、阿嘉島、慶留間島及び外地島へ入域する者に座間味村美ら島税（以下「美ら島税」という）を課する。

（定 義）

第2条 この条例において入域者とは、村営の定期船、慶良間空港を利用する飛行機及び、海上運送法に基づき許可を得て又は届出をして旅客を運送する船舶により、村外から座間味島、阿嘉島、慶留間島及び外地島へ入域する者をいう。

（賦課徴収）

第3条 美ら島税の徴収については、法令又はこの条例に定めがあるもののほか、座間味村税条例（昭和47年条例第36号）の定めるところによる。

（納税義務者）

第4条 美ら島税は、座間味島、阿嘉島、慶留間島及び外地島への入域に対し、その入域者に課する。

（税 率）

第5条 美ら島税の税率は、入域時ごとに1人100円とする。

(課税免除)

第6条 入域者のうち次の者については、美ら島税を免除するものとする。

- (1) 法第292条第1項第9号に該当する者。
- (2) 年齢18歳以下の者。
- (3) 年齢75歳以上の者。

(徴収の方法)

第7条 美ら島税は、特別徴収の方法により徴収する。

(特別徴収義務者)

第8条 特別徴収義務者は、美ら島税の徴収について便宜を有する者で、村長が指定する者とする。

- 2 村長は、前項の規定により指定した特別徴収義務者が美ら島税の徴収を行わなくなったとき、又は特別徴収義務者として適当でない事情が生じたと認められるときは、同項の規定による指定を取り消すことができる。
- 3 村長は、第1項の規定により特別徴収義務者を指定したときは、直ちにその旨を告示するとともに、当該特別徴収義務者に通知するものとする。前項の規定によりその指定を取り消したときも同様とする。
- 4 特別徴収義務者は、入域者が納付すべき美ら島税を徴収しなければならない。
- 5 村長は、第1項の規定により特別徴収義務者として指定した者に対し、その者が美ら島税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票（以下、「証票」という。）を交付しなければならない。
- 6 証票は、他人に貸付け、又は譲渡してはならない。
- 7 第5項の証票の交付を受けた者は、証票を滅失し又はき損したときは、直ちにその理由を付して村長に報告し、再交付の手続きをとらなければならない。
- 8 特別徴収義務者が第2項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して5日以内に証票を村長に返さなければならない。

(税額の表示)

第9条 特別徴収義務者は、公衆の見やすい箇所に税額を表示しておかななければならない。

(申告納入の手続等)

第10条 特別徴収義務者は、入域者が乗船し又は搭乗するときの発券の際、美ら島税を徴収しなければならない。

- 2 特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までの期間において徴収すべき美ら島税について、次に掲げる事項を記載し納入申告書を村長に提出するとともに、その申告した金額を納入書によって納入しなければならない。ただし、特別徴収義務者として指定された者が第8条第2項の規定によりその指定を取り消されたときは、その指定を取り消された日から起算して5日以内に、当該指定を取り消された日までにおいて徴収すべき税について、納入申告書を提出するとともにその申告した金額を納入書によって納入しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の住所及び名称並びに代表者の氏名
- (2) 入域者の数
- (3) 美ら島税額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、村長が必要であると認める事項

(特別徴収義務者の帳簿の記載義務等)

第11条 特別徴収義務者は、課税対象となった入域者の数、税額その他規則で定める事項を帳簿に記載しなければならない。この場合において帳簿の記載方法は、規則で定める。

2 前項の帳簿は、その記載の日から2年間保存しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第13条 正当な理由がなく、第11条第1項の規定により帳簿に記載すべき事項についてその記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同項第2項の規定に違反して2年間帳簿を保存しなかった者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 第8条第1項の規定による特別徴収義務者の指定その他美ら島税を徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(検討)

3 村は、この条例の施行後必要に応じて、美ら島税制のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

議案第60号

座間味村美ら島基金条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村美ら島基金条例を制定することについて、議会の議決を求める。

平成22年12月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村の環境美化及び保全を目的とする座間味村美ら島税条例に基づき納付された税を適正に管理、運用するため、条例の制定が必要である。これが本案を提案する理由である。

座間味村美ら島基金条例

平成22年12月16日

条例第22号

(設 置)

第1条 座間味村の環境美化及び保全を目的とする座間味村美ら島税条例（平成22年条例第21号）以下「税条例」という。）に基づき納付された税を適正に管理し、運用することを目的に座間味村美ら島基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積 立)

第2条 基金は、次の各号により積立てる。

- (1) 税条例の規定により納付された税額
- (2) 基金の運用から生じる収益金
- (3) その他予算に計上する額

(管 理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(収益金の処理)

第4条 第2条第2号の基金の運用から生じる収益金は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に繰り入れるものとする。

(処 分)

第5条 村長は、税条例に定める目的に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

以上、よろしく願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

これで提案理由の説明を終わります。

日程第18．議案第59号 座間味村美ら島税条例の制定について及び日程第19．議案第60号 座間味村美ら島基金条例の制定についてを一括議題といたします。

これから質疑を行います。

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

この間、出された原案ですよね。まずは特別徴収によって徴収するという事なんですから…、大変失礼しました、棒読みしてしまっ。もう一度質疑を最初からやり直します。特別徴収によって税を徴収するという事になっております第7条ですね。それで特別徴収とは、その定義の中の第2条、定義の中に「この条例において入域者とは、村営の定期船、慶良間空港を利用する飛行機及び、海上運送法に基づき許可を得て又は届出をして旅客を運送する船舶により、村外から座間味島、阿嘉島、慶留間島及び外地島へ入域する者をいう」とうたっております。特別徴収ということは、いわゆる自分たちが徴収しないから座間味島、阿嘉島、慶留間島及び外地島という島を指定しないほうがいいんじゃないですかね。いわゆる外の機関

に船舶は村の職員ですけれども、税徴収担当部署以外の人たちに税の徴収をお願いするのが特別徴収なので、だから島を固定しなくても、そういった輸送機関から名簿に上乘せして税をいただくということなので、その島は特定しなくてもいいと思います。ちなみに、参考に先進事例の伊是名村・伊平屋村、そして今、これは4月1日から施行しようとする渡嘉敷村も同じように本村内へ入域する者として、島名はうたっていない。だから極端な話、いい例としてこの海上運送法に届け出をした船から安室島へキャンプに来た場合、島を特定してしまうと安室島区に渡しては除外されるということが発生するので、村内全部を含めたほうがいいと思います。

それからもう一つ、第10条の私は脱字探しをしているわけではないですけども、10条の「特別徴収義務者は、入域者が乗船し又は搭乗するときの発券の際」、ここに「美ら島」が入るはずですよ、「税を徴収しなければならない」せっかくきれいにしてきたのに、また。

それから気がかりなのはこの課税免除、第6条「入域者のうち次の者については、美ら島税を免除するものとする。(1) 法第292条第1項第9号に該当する者」というのは、これはいわゆる障害者等の弱者ですよ。次の年齢「(2) 年齢18歳以下の者」これは中学生以上の高校生を含む18歳までとなっているんですか。また先進事例なんですけれども、伊是名村・伊平屋村では高校生以下、4月1日から施行する渡嘉敷村では中学生以下という表現をしているんですけども、いかがなものでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

3点ほどあったと思うんですけども、まず島の指定なんですけど、私たち執行部のほうの案としては、これは外地島は飛行場なんですけど、港に入るという者を想定してこの島を指定しました。今、御提案のありました安室に入る場合どうするかということなんですけれども、私たちの提案の中では取れないということは発生することになります。あと訂正の部分については、これは後で差しかえをさせていただいてよろしいでしょうか。「美ら島」を挿入させていただきます。それから18歳以下の者、課税免除なんですけれども、これも5集落でいろいろ意見交換会をした中での意見を集約して村として判断したのが18歳以下の者を課税免除にしようということ。もちろんこの中には高校生も含まれますし、高校に行っていない人というんでしょうか、そういう人も含まれることになります。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

また先進事例の話、この3カ所の村は環境協力税という形できれいに目的も、村内の美化とか、環境保全に使うというような形で「環境協力税」という名称を使っております。その「美ら島税」ということで、かなり目的、そして使い道がぼやけているような感じがすると、もし環境ということで協力を仰ぐんだしたら、私は入ってくる人たち修学旅行生からもいただいても村のスタンス、ポリシーを示していただいて、喜んで徴収、徴収と言ったらおかしい、理解は得られるんじゃないかなと思うんですけども、それを含めると18歳以下が免除になるのはどうかなと思います。はっきり言えば高校生から、修学旅行生からもいただいたらどうかなと思います。そこで、じゃあ何でいただく理由がどうかというのを、ここで明確にしておかないと、いわゆる理念をはっきりしていたほうがいいんじゃないかなと思います。エージェントもきれいに理解して、ここはこういう村だから修学旅行生もお願いしますと言えば払うんじゃないかな。よって、ここにあの3日間の説明会に私も足を運んだんですけども、地域の人たちは自分の子供が高校に行っているから、1年に何回か帰ってくると。100円なんですけれども、その負担が大きいからと言っている声もあり

ました。それを除くと高校生以下というのを免除にすると、あの大口の修学旅行が、いわゆる協力をもらえない。島が環境を大事にする島というのを逆にPRできないというのは、ここで矛盾してくると思います。どちらか決めたいなど。そこでそれが私としては、やっぱり税をたくさんいただくというよりも、あわせて理念をはっきりしていればちょうどいいかなと思います。そこもあえて名称と、それから理念と、この高校生以下というところをどういうふうに、もう一度考えをお聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

18歳以下の者というのは、私たちが想定しているものの中では、要するに所得のない人たちであろうというふうに考えていまして、結局は保護者の負担になってしまうということでの18歳以下であります。確かに説明会の中で、これこそ環境教育じゃないかという案もあったんですけども、私も4カ所を回りましたけれども、両方、意見はさまざまあったんですけども、提案させた内容としてはやはりこれは保護者から結局は徴収するということになるので、好ましくないということで18歳以下の者からは課税免除にしようという条例の策定に至っております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

先ほどの特別徴収という表現が変わると、説明会の中で意見が毎回出ていたのは、那覇から来るボート、プライベートなボート、それからヨットなども徴収するのかということで徴収しますというような、徴収する考えであるというようなことで住民には説明されていましたが、機関を通して。それで、私も海上運送法に基づいて届け出たボートを持っていて、総合事務局にそのリストがあるので、そういった特別徴収義務者ということで渡嘉敷村から協力依頼の文書が来ているんですね。いわゆるこれは、渡嘉敷村が海上運送法に基づいた渡嘉敷村へ客を運ぶ船をリストアップして、私たちに文書でもう来ているんですよ。したがって特別徴収するというので、プライベートなボート、ヨット、漁船、工事船、その他、特別徴収、海上運送法の届け出以外の船からは徴収はできなくなるんですよ。できなくなると思うんですよ。そういったことは、もう一度住民に説明する必要はないのかどうか。私も3日間、くどいようですけども、一緒におつき合いをさせていただいたんですけども、この話はずっと3日間出ていました。そして村は徴収する考えであります。あの船舶課に窓口があるから、あそこに行って納付手続きをしてくださというように言っていました。極端な話を言えば、例えば知事が巡回のために渡名喜とか、渡嘉敷を回ってきたボートがやってきたときに「美ら島税ちょうだい」とは少し言いづらいですよ。だから特別徴収だったら、チケットを切る人が上乗せしてやる。毎年、総合事務局へ実績報告があるので、そのリストをもらえれば上乗せして税を徴収して「いただいていますか」というのができると思うんですけども、その説明は、住民にはどうしましょうか。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

住民への説明ということなんですけれども、意見交換会の中では確かに個人の船とか、ヨットレースのときはどうするのという話があって「徴収することを考えています」と確か職員が答えたと思うんですけども、この条例ではこれは特別徴収ですので、さらに定期船と海上運送法に基づく業者だけですから、この条例では徴収は不可能です。ですので、この条例ではとれません。ただ、その会場でも話したと思うんですけど

れども、座間味村はほかの地域と違って個人の船が結構来るとは思うんですけども、その辺は何らかの方法で、職員は提案としては港に看板を立てて村はこういうことをやっているの、税ではなくて寄附ということになるかもしれないんですけども、その辺を促していくということでの徴収しかできないだろうということ、考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

ただ村民には、説明会に来た住民にはプライベートボート、それからヨットからは徴収するというような考えで、「これは確認しますが、徴収しますか」「徴収する」というようなことが、いわゆるもう出回っているということだと私は解釈しています。だからそれは無理なのは無理で、特別徴収だからそれは無理だと言えは楽なんですけれども、あえて徴収すると言っているの、ぜひもう一回説明会なりを設けて、総論は私は賛成だと思いますよ。ところが時間が短いために、「時間が短いのにいきなりやるのか」みたいなものが、感情がかなり見られました。そこで揚げ足を取るわけじゃないけれども、こういった質問が出たんじゃないかなと思います。

それともう一つは、先ほど来出ている船舶の運賃が4月1日から値上げしたのに、またこれを上乗せするかみたいなもの、これとこれとは別だよというような職員も一生懸命説明をしていましたけれども、どうしてもかぶって、誤解と言ったらおかしいですけども、かぶって解釈している人も多いので、そのこのところの説明もまだまだ理解が得られていないんじゃないかなというふうな気がしました。私は、もう少し時間をかけて説明すれば、例えば外のエージェントなり、外に対するものもあるし、そのためには内からまず村民総意で。いいことだと思いますよ、村民総意で決めるためにはもう少し時間が欲しいなと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

大体大城議員が質問とか全部されていますので、確かに総論賛成である部分は確かだと思うんですよ、みんな。だけどやっぱりこういう条例等を見ても、第8条にしても特別徴収義務者は指定はするけれども、義務化はないわけですよ。じゃあ「私は協力しませんよ」と言った場合に、この人たちは、じゃあ船はお客さんを運んで来るなどとは言えなくなるわけですよ。その辺もだから突っ込まれないような、ちゃんとした継続的なやっぱり審議をしていかないといけないんじゃないかな。これは、穴を探そうと思えば幾らでも探せるんですよ。ところが、実際ははっきり言って必要なことではあるわけですよ。でも、この案をそのまま出したら、これはちょっとまずいんじゃないかなというのがありますよ。だからきょう採決するのではなくて、何か継続して話し合いができるような方法は何かないかなと思っているんですがね。議長、その辺、何かいい方法はありますか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

これから執行部を含め全協でもこういう話、続けてきていますが、この美ら島税の具体的な中身が見えてこないというのが実態、今もってそうでありまして、議会のほうで決めるものについては条例と基金条例、2決でやるんですけど、細かい具体的な内容については規則が当然決められていて、その規則を見ないとほとんど見えない、中身がわからないという状況になっていると思います。ただ、規則は我々の範疇ではなくて、執行部の皆さんの内部の中で決める問題ですけど、この規則が参考資料等ないと、この間の説明会、それから意見交換会ではあれは説明になっていないんですよ。中身がぐらぐら動いている。訂正したものを訂正したかわからない、ああでもある、こうでもあるという説明になって、あれは説明になっていないんですよ。実際この美ら島税の中身はどうなのかと言ったときに、みんなが勝手に憶測で強い解釈をしてやっていくというのが今の現時点での、この美ら島税の中身だと私は感じております。この条例についても詰めが甘い部分がありますし、今回これを提案されてあるんですけど、実際条例を通してこれがどういった具体的な運用になるのかというのが私からは全然見えませんし、住民に対しても説明もできないというふうに感じております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

これは渡嘉敷村のホームページにうたわれている、既にですね。「渡嘉敷村「環境協力税」平成23年4月1日から施行されます！」というPDFなんですよ。そこにちゃんと「環境協力税の新設理由」があって、そして今、この条例に書かれているものの中に「税目名・環境協力税（法定外目的税）」、そして「課税客体・旅客船等により渡嘉敷村に入域する行為」「非課税事項・中学生以下の者」向こうは中学生以下は非課税なんですね。そして「収入見込額・1,000万円」うちは、この間で幾らでしたか、700万円でしたか、520万円。向こうは大きいチービシを抱えています。そこで、向こうからも入って来るとは思いますが、いわゆる届け出をもらった船から自主申告に基づいての特別徴収だと思うんですよ。そこで1,000万円を見込んでいると思うんですね。そこでもう一つ聞きたいのは、我々はその基金条例で1年間ためて、その次に使うとなっていては思いますが、この徴収は初年度からやるわけですね。この納付書とか、先ほどのしーぶん券みたいなもので、ここにかかる経費がありますよね、それはどこから出すんですか。もう一般財源持ち出ししかないですよ。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

条例の中にも準備行為ができるというふうに書かれていると思いますけど、本来は税を徴収した中でこの経費は取るものだと思いますけれども、初年度はそれができませんので、ある一定の期間の分を今ある庶務費の中で手当てができればと考えています。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

先ほどの読み上げました渡嘉敷村のホームページ、4月1日から施行です、間違いありません。ところが渡嘉敷村は、私たちと同じようにこういう議論をして、条例を制定したのが1年前の12月議会なんですね。1年前の12月議会で条例を制定して、来る4月1日まで1年4カ月、施行まで時間を要しているわけです。その間に、8月に私たちのところにこんな協力依頼が来ているんですね。したがって何を言いたいかという

と、4月1日に施行するんだったら全然時間がないと思います。それから、この今の中学生以下なのか、高校生以下なのかとかという議論がもう一回村民との意見交換会なり、村民と必要じゃないかなと思います。説明会の中と今の考えの相違もあるし、もう一度この議会でやるには早いかなと考えています。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑は、ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

お諮りします。両案については、6人の委員をもって構成する「座間味村美ら島税等条例調査特別委員会」を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。よって両案については、6人の委員をもって構成する「座間味村美ら島税等条例調査特別委員会」を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました「座間味村美ら島税等条例調査特別委員会」の委員の選任については、委員会条例第3条の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。よって「座間味村美ら島税等条例調査特別委員会」の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

座間味村美ら島税等条例調査特別委員会の設置について

次のとおり座間味村美ら島税等条例調査特別委員会を設置するものとする。

記

- | | |
|---------|----------------------|
| 1 名 称 | 座間味村美ら島税等条例調査特別委員会 |
| 2 設置の根拠 | 地方自治法第110条及び委員会条例第1条 |

- 3 目 的 議案第59号座間味村美ら島税条例及び議案第60号座間味村美ら島基金条例の審査
- 4 委員の定数 6人
- 5 審査期限 調査終了まで閉会中もなお審査を行うことができる。

○ 仮委員長（金城勝英）

ただいまから、座間味村美ら島税等条例調査特別委員会委員長及び副委員長の選出を行います。
これから、委員長の選任を行います。

お諮りします。座間味村美ら島税等条例調査特別委員会委員長の選任については、委員会条例第4条の規定によって大城 晃議員を指名したいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

したがって、座間味村美ら島税等条例調査特別委員会委員長に、大城 晃議員を選任することに決定いたしました。

御協力ありがとうございました。

○ 委員長（大城 晃）

委員長に選任いたしました大城 晃と申します。議事次第にのっとりて進行します。

次に、副委員長の選任を行います。

お諮りします。座間味村美ら島税等条例調査特別委員会副委員長の選任については、委員会条例第4条の規定によって金城弘昭議員を指名したいと思えます

御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

したがって、座間味村美ら島税等条例調査特別委員会副委員長に、金城弘昭議員を選任することに決定しました。

○ 議長（中村秀克）

日程第20. 発議第14号 TPP交渉への参加反対に関する意見書について提出者の説明を求めます。

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

発議第14号

平成22年12月16日

座間味村議会議長 中 村 秀 克 殿

提出者 座間味村議会議員
大 城 晃
賛成者 座間味村議会議員
金 城 勝 英

TPP交渉への参加反対に関する意見書

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

TPP交渉への参加反対に関する意見書

わが国政府は、去る11月9日、APEC首脳会議に向けてEPA基本方針（包括的経済連携に関する基本方針）を閣議決定し、そのなかで米国、豪州など9カ国が行うTPP（環太平洋パートナーシップ協定）について「関係国との協議を開始する」方針を決定した。TPPは、関税撤廃の例外を認めない完全な貿易自由化を目指した交渉である。

我々は、工業製品の輸出拡大や資源の安定確保を否定するものではない。しかし、この国が貿易立国として発展してきた結果、わが国は世界で最も開かれた農産物純輸入国となり、食料自給率は著しく低下した。

例外を認めないTPPを締結すれば、日本農業並びに離島県として地域の雇用、定住を通じて国益にも貢献してきた本県農業は壊滅する。農家所得が補償されても、輸入は増大し、国内生産は崩壊していく。関連産業は廃業し、地域の雇用が失われる。これでは、国民の圧倒的多数が望む食料自給率の向上は到底不可能である。

EPAは、交渉参加国の相互発展と繁栄を本来の目的とすべきであり、わが国がTPP交渉に参加しても、この目的は達成できない。

したがって、わが国の食料安全保障と両立できないTPP交渉への参加は絶対に行わないことを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月16日

沖縄県座間味村議会

あて先

内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、
沖縄及び北方対策担当大臣

○ 議長（中村秀克）

これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

この意見書ですけど、現状は今、日本はつまはじきの状態であるというふうに聞いていますが、このように多くの議会で反対意見書が出るということが、実際我が国の発展にいい影響を及ぼすのか、農業従事者の割合とそれ以外の国民の利益、両方の利益は大事なんですけど、グローバル化している世界の中でこういった流れに日本だけが鎖国状態に残っていくということに関して単なる反対の意見書だけで十分なのかどうか、

非常にこの意見書に対しては疑問を感じているところであります。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第14号 TPP交渉への参加反対に関する意見書についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と言う者あり）

異議がございましたので、決を採りたいと思います。

意見書の採決に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。したがって発議第14号 TPP交渉への参加反対に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第21. 請願第1号 阿嘉島から鹿の被害を無くす行政の取り組みに関する請願書についてを議題といたします。

請願の理由の説明を求めます。 3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

この請願書は、私たちが鹿の被害を随分取り上げてまいりましたけれども、行政がほとんど手を打たないということで、それで住民からそういう請願が出ております。これは5年後か10年後かわかりませんが、座間味村から学ぶようになるんじゃないかと私は思いますので、請願の紹介議員となっておりますので、一つ訂正を先にお願ひします。請願の理由・経緯等の中で一番最後のほう「きっかけとなったと思います」と書いてありますよね。これは書いた人が「きっかけとなりました」を「きっかけとなったと思います」に書きかえたと思うんですね、だからそこは訂正してください。あとはもう請願項目1、2、3まで読み上げますので、あとは読んでいただいて…。

請願第1号

平成22年12月16日

座間味村議会議長 中村秀克 殿

紹介議員 金城善昇

阿嘉島から鹿の被害を無くす行政の取り組みについて

地方自治法第124条及び会議規則第89条の規定により提出します。

請 願 書

平成22年12月1日

座間味村議会議長 中 村 秀 克 殿

請 願 者 住 所 座間味村字阿嘉143
氏 名 金 城 忠 信
紹介議員 議員氏名 金 城 善 昇

件名 阿嘉島から鹿の被害を無くす行政の取り組みについて

請願項目

1. 現在までの阿嘉島での鹿対策が十分機能していない原因を調べること
2. 村民の英知を集めて、新しい時代の鹿対策を見つけること
3. 国の環境省や関連機関の助言をいただいて新しい施策による鹿の被害ゼロの早期実現をはかること

請願の理由・経緯等

古里に帰って満7年が過ぎました。その間、村政の阿嘉島における鹿対策を見守ってきましたが、十分機能していないことに気がつきました。それで座間味村全体の英知を集めた新しい鹿対策がどうしても必要であるとの結論に達しました。それに加えて、鹿の頭数の急激な増加は昔、阿嘉島が鹿でいっぱいになった後で、島づたいに座間味・渡嘉敷へと渡り、それぞれの島を鹿でいっぱいにした過去の歴史が頭に浮かんだことでした。それらのことが請願書提出のきっかけとなったと思います。

請 願 書

さて、私の鹿に対する提案は、結論から先に述べますと、国指定の天然記念物ケラマ鹿の指定範囲外である座間味島や渡嘉敷島と同じく阿嘉島も、指定範囲外なので、鹿の被害のない島にしていきたいとの思いを座間味村行政当局に届けたいとの強い願望からです。おそらく阿嘉島における農業従事者なら、どなたでも私と同じように感じていることと思います。この問題は慎重を期して行うべき課題だと認識していますので、座間味村全体で考えるためには、今迄わかっている鹿の全体像をもう一度見つめ直して、次の六つの視点から考える事が正しい解決につながるものと考えています。以下、この六つの事柄を順を追って述べていきます。

まず一番目に鹿が慶良間列島に持ち込まれたのは誰がいつ、どこからかということです。最も古い文献は、首里王府の「琉球国由来記巻四」の中にあります。これによれば、崇禎年間（1628～1644）尚氏金武王子朝貞が鹿兒島から持ち帰り、慶良間列島の久場島に放飼したとあります。ケラマ鹿はこの時に移入された鹿（キュウシュウシカ）が野生化して定着し、慶良間諸島という島々の環境に適応して今日に至っています。

二番目に天然記念物の指定について述べます。

初めて指定を受けたのは1955年1月15日、戦後10年を経た時でした。琉球政府は、「ケラマ鹿を指定天然記念物とし、指定範囲を屋嘉比島にする」としました。

しかし、昭和47年（1972）5月15日沖縄が復帰した時、ケラマ鹿の天然記念物とその指定範囲も日本政府へ引き継がれました。それから3年後の昭和50年（1975）、戦後30年を経て、日本国のケラマ鹿天然記念物の指定範囲が慶留間島にも追加認定されました。

以上が国指定までの移り変わりであります。

三番目に鹿の個体数について、しっかり把握する必要があります。初めて大がかりに行われた1975年から1978年にかけての調査の結果は、久場島0頭、屋嘉比島30頭、慶留間島20頭、阿嘉島7頭でした。それは、全部合わせても60頭前後にすぎませんでした。ところが1995年行われた個数調査ではシカの生息数が230頭まで増えていることが確認されました。その内訳を多い順に並べてみると、阿嘉島が130頭、慶留間島が47頭、屋嘉比島46頭、外地島7頭で、大きく変わっていることがわかります。この調査で、屋嘉比島はそれほど増減することはなかったが、阿嘉島では近年急激に増加していることがわかりました。

四番目に鹿は、昔は深い森林を好んでいましたが、進化の過程でその生命維持活動が大きく変わってきたことが全国的にも確認されています。ケラマ鹿についても約370年前久場島に持ち込まれて以来、進化の過程が続き、現在は平原や低地の湿地帯を中心に居場所を移しているのが明らかになっています。私たちが鹿の問題を考える時、この進化の過程は重要なことだと認識しています。

五番目に「阿嘉島の住民は鹿と共存共栄できるだろうか」と自らに問うて考えることが問題解決への大きな一歩を踏み出すことになると思います。人間は各自、その考え方が違い、信念もそれぞれ違います。だからどちらが一番いいかと問われると誰しも答に迷います。しかし、私達が起こっている問題を「人間の未来の幸せ・心の安定」につながるものはどちらなのかとしぼって考えていく時、私達はその答をうきぼりにする事ができるのではないかという気がいたします。

六番目に「祖先の英知に学ぶ」という視点で、今から90年程前（大正時代）に行われたケラマ列島の大がかりな鹿を捕る作戦がどう行われたかを阿嘉の例から調べてみました。幸い当時のことを良く知っておられる方から直接話を聞くことができました。そのお方は、阿嘉島の男の最高齢者である與那覇吉雄氏（96才）です。当時小学生だった吉雄少年は、犬を使って行われた鹿狩りの現場を大人たちの後からついて行きました。狩りに使った犬は阿嘉区が購入した名護でイノシシをとるために訓練を受けた2頭の犬でした。その他に村の犬で区長（カーンタ）の家で飼っていたのと、民間の犬（アラカチ）合わせて4頭がそろって鹿を包囲し追いつめて捕らえたとのことでした。4頭の犬のすさまじい活躍ぶりに胸をときめかしたとのことでした。阿嘉で活躍した2頭の訓練を受けた犬はその後渡嘉敷村の要請で渡嘉敷にわたり島の鹿を全部捕ってしまうという活躍をしたとのことでした。私はあの当時の様子を現在の阿嘉島で聞けるとは思っていなかったので、最近の出来事のように話す与那覇吉雄氏のすばらしい記憶力と情熱に感動いたしました。大いに参考になったと思っています。

最後に、私は研究者の次の報告書に特に注目しています。それは、「阿嘉島はケラマ諸島の中で鹿の生育・繁殖に最も適しており、今頭数が他のどの島より急激に増えています。」という言葉です。もし今のままの鹿対策を続けていると、かつて阿嘉島を経て、島づたいに座間味島へ行き、更に渡嘉敷島へと渡っていき、そして或期間を経たら、ケラマ列島の島々が鹿でいっぱいになっていたという過去に起こった歴史的な事実、その再来という危惧の念もあります。

私達は今こそ、多くの村民の英知を集めて、新しい時代にあった鹿対策を構築し、それについて国の環境

省やその他の関連機関からの助言をいただき、それに従うことで鹿の問題の解決にいたることを期待いたしております。

○ 議長（中村秀克）

これで請願理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第1号 阿嘉島から鹿の被害を無くす行政の取り組みに関する請願書についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって請願第1号 阿嘉島から鹿の被害を無くす行政の取り組みに関する請願書については、原案のとおり可決されました。

これで、本定例会の日程は、全部終了いたしました。

これで会議を閉じます。

これをもって平成22年第4回座間味村議会定例会を閉じます。

閉 会（午後4時40分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 宮 里 清之助

署名議員 宮 里 祐 司